

秘



法律
取調
委員
會

民法草案財產取得編議事筆記

自第四十二回
至第四十四回

日本學術振興會

民法草案接續事速記取得篇

第八

XB300
N 2
2 CI

民取八ノ一

民法草案財産編特定名義ノ部議事筆記第四十二回

自第六百一條至第六百十五條

明治廿一年三月廿八日午前第九時三十分開會

(委員長) 始ノマシヨウ

第六百一條朗讀ス

第三編 財産ヲ得取スル方法

前置條例

第六百一條 既ニ前編ノ兩部ニ於テ記シタル物上及ヒ對人ノ權利ノ得取ノ原由ノ外右同一ノ權利ハ尙ホ本編ノ兩部ニ配スル如ク或ハ特定即チ單一ノ名義或ハ一般即チ包括ノ名義ヲ以テ之ヲ得取スル事ヲ得

包括名義ニテ得取スル者ハ其前主ノ總テノ權利ト共ニ其總テノ義務ヲ承繼ス但法律ニ記載シタル例外ヲ妨ケス

(修正) 第壹項「即チ單一ノ」五字並ニ「一般即チ」ノ四字及

ヒ「包括ノ名義」ヲ「包括名義」ト改ム
法律ハ之ヲ債務者ノ善意ト理心トニ委ス

(栗塚報告委員) 特定即チ單一ノ名義或ハ一般即チ包括名義ハ「
即チ單一ノ」ト「一般即チ」ノ文字ヲ削リマシタ

(清岡委員) 無効訴權モ、無効訴權ヲ宜サソウニ思ヒマシタガ上

ノ「銷除即チ無効」ト云フニツ解釋シタモノダカラ、之モ特定

ト云フ字ヲ單一ノ文字ヲ解釋シテキル、一般ト云フ字ハ包括ト

云フ字デ皆彼ノ例ダカラ若シ直セバ一々無効訴權ト直スト宜シ

イ「無効ノ」トアル「ノ」ノ字ヲ悉ク入レテ居ルガ、一般ト云

フ字カ包括ト云フ字ニハナリマセン

(栗塚報告委員) 一般名義ト云ヒ、單一名義ト云ヒ、是カラ書ケ
ルカナ」ハ書ケマセヌ、特定名義包括名義トハ申セマスカ、一

般名義杯ト云ツテモ分リマスマイシ、起案者モ書イテハ居リマ

ン

(松岡委員) 包括ノトカ特定ノトカ云テハ如何デス單一、一般サ

ヘ除ケタラ包括名義特定名義ニアリト謂テ、一向差支ナイ

(清岡委員) 一般ダノ、單一杯ト云フハ除イテ宜シイデシヨウ

(栗塚報告委員) 翻譯モ實ハ悪イノデ單一ト書イテアリマスガ、

今迄申シタ單一デハナイ、今迄ハ單純ト云フヲ單一ト譯シ、此

所デ單純ト云フ字ヲ寧ロ「特定即チ特一ノ名義」ト云フガ宜シ

イノデス

(鶴田委員) 前ニモ單一ノ文字ハ、アリマシタ

(栗塚報告委員) アレトハ違ヒマス何モ入ラヌ事デ、是レカラ先

キ「チートル、サンキリー」ト云フ字カ出マスガ、單一名義デ

得取スル事ハ毛頭アロウ答ハナイ殊ニ依レハ一般名義ト云フノ

ハ相續デ使フカモ知レマセンカ、ソレモ包括名義ト云フガアレ

ハ差支ハアリマセン

(松岡委員) 法律上色々ナモノヲ使フハ宜シクナイ

(清岡委員) 單一名義一般名義ハ止ノマシヨウ

(松岡委員) 止シマシヨウ

(鶴田委員) 一般名義杯ト云フ事ハ要リマセン

(村田委員) 義キニ特定名義包括名義デ、ヤツテ居リマスカラ「

ノ」ノ字ハ入ラス

(松岡委員) 既ニ前編ノ兩部ニ於テ記シタル「物上及ヒ

云々原由ノ外向ホ或ハ特定包括名義ヲ得取スルト云タラ宜シイ

九テ講釋ヨリ甚シイ、尙ホ本編ノ兩部ニ配スルカ如ク云々ト法

律トハ思ハレマセン

(南部委員) 「物上及ヒ對人ノ權利ハ前編兩部ニ記シタル得取原

由ノ外」トシテ宜シイ

民取八ノ三

(栗塚報告委員) 同シ事デシヨウ「物上及ヒ對人ノ權利ハ前編ノ

兩部ニ於テ記シタル得取ノ原由ノ外トカ記シタル得取ノ原由ノ

外トカシテハ如何デス

(鶴田委員) 之モ皆物上對人權ノ内へ遣入ルノデシヨウ

(栗塚報告委員) 左様デス

(鶴田委員) ソレナレハ物上及ヒ對人ノ權利ハデ宜シイ

(松岡委員) 尙ホ本編ノ兩部ニ於テ杯ハ云フニ及ハス

(村田委員) ソレハ云ハナケレハナラン

(清岡委員) 既ニ前編ノ兩部ニ於テ杯ト云フハ先生カ見臺ノ上ヲ

叩テ云フ様タカラオカシイ

(委員長) 書コウト思ヘバドウデモ書ケル「前編ニ於テ記シタル

得取ノ原由ノ外向ホ本編ニ配スルカ如ク」トモ或ハ特定名義ト

シテモ宜シイ

(村田委員) 矢張り「兩部」ノ字ハ入レルカ宜シイ

(南部委員) 得取原由ト云フ字ハ入ラヌカラ得取テ宜シイ

(栗塚報告委員) 「得取ハ」デモ宜シイ

(村田委員) 得取原由ハト云テ宜シイ

(松岡委員) 前編ト雖モ權利ノ得取ダロウ

(南部委員) 物上及ヒ對人ノ權利ハト云ハナケレハナラン

(委員長) 權利ハ前編テ得取スル外尙ホ此編テ得取スルト云フノ

タカラ

(南部委員) 前編ニ規定シタル得取原由ノ外ト云フカ

(栗塚報告委員) 物上及ヒ對人ノ權利ハ前編ニ記シタル原由ニ因

リ得取スル外尙ホ本編ニ依リ何ヤト云テハ如何デス

(尾崎委員) ソレハ宜カロウ

(清岡委員) 既ニト云フ字丈ケ爾テ、頭マヘ前編ノトヤツテハ如

何デス

(南部委員) ソレハ性カス

(鶴田委員) 「權利ハ得取スルヲ得」デスカラ規定シタルデハ如

何デス

(栗塚報告委員) 規定シタルテモ宜シイ

(尾崎委員) 規定モ宜シカロウ

(鶴田委員) 規定シタル原由ニ依リ得取スル外尙ホ本編ニ規定ス

ル如クカ

(清岡委員) 規定スル如クテス

(委員長) ソレテハ修正シテ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ第一項左ノ如ク修正シ他ハ原案ニ決ス

物上及ヒ對人ノ權利ハ前編ニ規定シタル原由ニ因リ得取スルノ

外尙ホ本編ニ規定スル如ク或ハ特定名義或ハ包括名義ヲ以テ之

ヲ得取スル事ヲ得

第六百二條朗讀ス

第一部 特定名義ニテ得取スルノ方法

第一章 先 占

第六百二條 先占ハ無主ノ動産物ヲ所有スルノ意思ヲ以テ最先ノ占有ノ取得ニ因リ其動産物ノ所有權ヲ得取スルノ方法ナリ

（伊民第七百十一條）

（松岡委員） 得取杯ト云フ字ハ困ル

（栗塚報告委員） 之ハ翻譯カ悪イノテス

（南部委員） 少し違フ、取得ノ字ハ悪ルカロウガ公告モ何モ入ラヌテ取ルト云フノダカラ、民法ノ天然ノ占有ヲモ性カヌ、法定ノ占有ヲナケレハナラント云フ區別デアリマス

（尾崎委員） 彼レカラ出テ來タカ

（栗塚報告委員） 之ハ第七百三條ニ御議定ニナツタノデアリマス占有ノ取得ニ因ルトヤツタノデス

（村田委員） 「ボツセツシヨオン」ト「オキベツシヨオン」トハ違ヒマスカ

（栗塚報告委員） 「ボツセツシヨオン」ハ押ヘテ居ル有様ヲ云フノデス、日本ヲ神武天皇ニ取ラレタトキハ「オキベツシヨオン」デアリマス、所有權ノ初ノハ總テ「オキベツシヨオン」デアリマス取得ヨリ其所有權ヲ得取スルトナリマス

（鶴田委員） 宜シイ

（委員長） 先ヘヤリマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

第六百三條朗讀ス

第六百三條

所有者カ禽獸ヲ放置シ又ハ飼養シタル圍障地内ニ於テ其許ナクシテ右ノ禽獸ヲ取リタル者ハ原物又ハ對價ヲ以テ之ヲ返還スル事ヲ要ス

私有ニ係リ且圍障アル池、湖又ハ水流ノ中ニ於テ魚類ヲ取リタル者ニ付テモ亦同シ

(栗塚報告委員)

「所有權^者

許可ヲ得スシテ圍障地内ニテ狩獵ス

ベキ禽獸ヲ取リ、又ハ圍障ナキ所有地内ニテモ所有者ノ放置シ且飼養シタリト知リタル狩獵スベキ禽獸ヲ取リタル者ハ原物又

ハ代價ヲ以テ之ヲ返還スル事ヲ要ス」トシ二項ハ「私有ノ地湖

又ハ水流ノ中ニ於テ魚ヲ取リタル者ニ付テモ前同一ニシテ且同

一ノ區別ヲ適用ス」ト致シマシタ

(南部委員)

圍障アル所有地内デハナイカ

(栗塚報告委員)

「許可ヲ得スシテ圍障アル所有地内ニテ」ト御

改ノヲ願ヒマス、此所ニ申サナケレハナラン狩獵スヘキ禽獸ト云フ字デ御座イマス佛蘭西、英吉利ニ此字カアルソウデス狩シテ取ル事カ出來、ソウシテ肉ハ食ヘル禽獸ト云フ事カアル、所カ日本ニハナイ鶉、鴨、雉子、雁、鴨、鹿ハ狩獵人カ始終狩シテ取テ、ソレヲ膳ノ上テ食フ事カ出來ル字カアルノテ、獸ト云フ字テモ特別ニ「シビユ」ト云フ字カアルノテ伊太利ニハナイ初ノ禽獸ヲ放置シテハ分ラヌカラ、伊太利ノヲ見ルトナイノテ伊太利デハ狩獵ノ目的タル禽獸トアルカラ、ソレヲ狩獵スヘキトヤツタノテアリマス

(鶴田委員)

之テ難カ遣入リソウナモノデス

(栗塚報告委員)

遣入リマセン

(委員長)

今草案ニナツテ居ル獸獵規則ニハ是々ノモノ狩獵スヘ

キモノトアル緒眼鳥トカ頬白トカ鶯トカハ狩獵スベキモノデハ

ナイ

(栗塚報告委員) 「ジビユ」ト云フ字カナイ爲ノニデス

(委員長) 樂ミカ學術ノ爲ノヨリ外ハ取レヌト云フニナル

(清岡委員) 障リナキ所有地内ニテ取タモノヲ見付ケラレタラ原
物ヲヤルカ、代價ヲヤレハ宜シイカ

(栗塚報告委員) 原物ノ「取」ハ現在ノ「現」ノ字ニナリマス

(南部委員) 取ル事ハナラヌ、取タラ還サナケレハナラン

(尾崎委員) 刑法ニ問ハレマスカ

(栗塚報告委員) ソレハ別ノ問題デ此所ハ斯ウ云フ事デス

(尾崎委員) 註デ見ルト刑法ニ問ハヌ様ニ見ヘル

(栗塚報告委員) 狩獵規則ニ定メルハ此限ニ在ラズテス

(松岡委員) 註ハドウモ行ツタリ、戻ツタリ、能ク分リマセン、
罰セラル、様チモアリ、罰セラレヌ様ニモアル

民取八ノ七

(栗塚報告委員) 刑法テハ問フ問ハヌハ第二ニシテ、此所ハ此事

チ何デ書イタカト思フ所チ報告委員中カラ問フタノデ、禽獸チ
放置シ又ハ飼養シタル園障地内ニ於テ、許シナク禽獸チ取タ者

ハ物チ還スト云フハ放置シテ置キ飼養シタハ如何ナル意味カト
云フテ問フタノデ、ソウスルト先ツ註チ以テ見ルニ樹チ植ヘ、

又ハ餌チ蒔キ園チ置キ、他カラ來ル鳥チ自分ノ庭ヘ招ク様ニ見
ヘル、ソウスレハ飼養放置デハナイデハナイカ、註ノ意味カラ

論スルト樹チ植ヘ鳥チ呼フ爲ノニ過キナイ、ソレジヤニ因テ他
カラ來タ鳥ハ無主ノ物ト分ルガソウ云フ意味ナラハ本文ノ書方

カ土臺違フ、本文デハ自分デ鳥チ飼テ庭ヘ放ツ様ニ思フ、ソレ
チ取タラ無主ノ物デナイ私ガ持シタ爲ノニ庭ニ厩チ飼ヒソウシ

テ隣ノ人カ取ツタトキハ現物又ハ代價チ以テ返還テ済ム譯ニハ
イカヌト云タ其答ニハ註ハ如何ニ見ヘテモソウ云フ意味デハナ

イ、一体此所ヲ鵜ニモセヨ雁ニモセヨ、野生ノモノナレハ一旦放ツニ違ヒナイシ、飛ンテ行ク事カ出來ル、若シ翅ヲ切テ置キ又ハ足ヲ縛テ置キ飛ハヌ様ニシテアレハトテモ、行カウト思ヘハ飛ンテ行クモノダ、ソレガ飛ンテ行ケルニ行カスニ居ルカラ無主物ジヤト云フ積リダ、然ルニ其事ハ分ツテ、圍障地ト云フノハ圍イノアルト云フノハ報告委員中テモ驚林ヲ持テ居ル人モアルガ、林ニ垣根ヲ付ケテ繩張りスルハ酷イ話デ、圍障ノナイ所ハ何ウスルカナレハ起業者ノ云テ居ル所テハ始終板塀デモシナケレハナラン様ダ、併シナカラ三四町或ハ十町以上ノ林ヲ持テ居リ、之ニ垣舞ヲスルハ以テノ外ト云テ問フタ所ガ如何ニモ尤モダ圍障アル地内デ、禽獸ヲ放テ置コウトモソレハ問ハス、許可ヲ得スシテ圍障アル地ヘ來テ鵜ヤ雁ヲ取レハ還サナケレハナラン、自然來タ鵜ヲ取テモ圍障アル所ハ矢張りソウデス、圍

民取八ノ八

障ノナイ方ハ放テ置イタモム、又ハ飼テ置イタモノヲ取タトキハ知リツ、取タノダカラ、圍ヒモナイ林ヘ行テ鳥ヲ取タ者ハ圍カナケレハソレテ知ラナケレハ別ニ還スニハ及ハヌト云フノテアリマス

(南部委員) 知リタルハ悪イ様デス

(鶴田委員) 飼養シタル事ヲ知リデス

(南部委員) 知ル知ヌハ關係ナイ様デス

(尾崎委員) 代價ヲ還セハ先占セラル、ガ、ソレテ飼テアルチ知リナカラ取タ者ハ刑法ヲ問ハル、チシヨウ

(栗塚報告委員) ソレハ別ノ話デス

(尾崎委員) 別ノ話デハナイ、刑法デハドウシテモ還サナケレハナラン先占ト云フ事ハナイ

(松岡委員) 先占ハ誰ニ屬スルカナレハ取タ人ノ先占ト云フニ圍

障シタ人ガ先占ト云フ積リダロウ、ダカラ私ハ本條ハ分ラヌト
思フ、何セナレハ此儘テハ足ラス、狩獵規則ナリ捕魚規則ナリ
特別法カ立ナケレハナラン、若シ特別テ人ノ國モナクモ取テ戻
セハ宜イトナツテハ治リマセヌ

(栗塚報告委員) 伊太利法ヲ御採用ニナツタラ宜シイテシヨウ

(村田委員) 許可ナケレハ國障内ニハ進入レヌ

(松岡委員) 許可カアツタラ戻スコトハ入ラヌ

(村田委員) 勝手ニ入レト云フノテハナイ

(栗塚報告委員) 許可ナクシテ進入ルコトガ出來ルヤ否ヤハ刑法
ヲアロウ、此所テハ取テ物ヲ還スト云フノテス、ソコテ此所ノ
要點ハ御承知デモ御座リマシヨウ、無主ノ動產物ヲ云ヒタノテ、
所有權ヲ得取先占デ行クト云フノガ旨意デ、無主ノ動產物ト云
フトキ禽獸ガ動產ト云フノデス、伊太利法ニモアリマス之ヲ取

ルニハ先占テ行ケルカ若シ斯ウ云フトキニハ還サナケレハナラン
ト云フ話テアリマス

(尾崎委員) 還シテモ亦代價ヲ拂テモ宜シイノデス

(松岡委員) 他人ノ家ヘズンズン進入リ見付カルト錢ヲヤルト云
フ様ニナルカラ、ソナコトハ許スヘキテナイ、又次ノ條テモ押
ヘ又刑法テモ押ヘルカラ言ヒ詰ルト錢ヲ以テ還ス杯ト言ハスシテ、
動產物ト云フコトヲ云タクハ、其他ノ狩獵スヘキ禽獸ト或ハ魚
トカ云フモノ、得取先占デ得ラル、バカリ書イテ、ソウシテ但書
ニシテ特別法ヲ用ユルヲ示スカ宜シイ、雖シテ六百三條ニ立派ニ
書クト、此條文ケヲ讀ムト、品物ヲ戻スカ錢ヲヤレハ宜シイト云
フコトニナルカラ

(清岡委員) 吾々ハナクトモ宜シイト思フガ、飼養シタリト知り
タルハ悪イガ、放置シ又飼養シタル狩獵スヘキ禽獸バカリハ宜シ

イ

(松岡委員) 知りタルハ無論悪イ

(清岡委員) ソレカラ二項カ悪イ、池ニ居ル魚杯ハ飛タリ跳ホタ
リ出来ヌモノデ此ノ上ノ項デ見ルト屠トカ鶴トカニシテモ野ヘ
勝手ニ飛ヒ常住シテ居ルモノテナイカラ、鶴ノ如キハ園ヨリ入
ラヌカ屠トカ鴨トカ雉トカ云フモノハ波多ニ斯ウ云フ所ニ取レ
ル様ナモノハナイ、園ヒ内ニ飼テアレハ兎モ角モ飼モセズ園イ
ノ内ニ居ルコトハ波多ニアリマセン

(尾崎委員) 此所ハ鳥ヲ集マラセル場合タ

(南部委員) 魚モ鳥モ同シデス

(清岡委員) 此ノ池ト云フモノハ所ニ依リテハ殊更ニ飼養シテ屠
ル所カイクラモアリマス

(今村報告委員) 此條ハ私共ノ方デモ大分ニ論ガアリマシタ

民取八ノ十

(南部委員) 六百廿一條ノ末ヘチ見ルト六ツケ敷ウ御座リマス

(尾崎委員) 今村サンノ説ハ如何カ

(今村報告委員) 實ハ修正スル積リテ幾度カ往復シテ分ツタラ、
修正ノ仕様ガナイ、何セナレハ一体六百二條ニテ無主物ハ先キニ
捕ヘタ者ノ所有物ニナルト云フ原則チ置イテ三條ハ矢張り一ツモ
ノデアアル、二條中ニ置イタモノチ云タノテアリマス、此二條中ニ
籠ツテ居ル品物デ「ボアソナード」カ妙ナコトチ云タカラ三條モ
成立テ居ルガ、コンナコトチ云ハズ伊太利ノ様ニ只何々チ放置飼
養シタモノト讀メバ來ルト此條ハ分ラヌ様ニナルハ無論二條ニア
ルヘキテ、何ノタメニ云フカ分ラヌ、ソウスレハ删除シテ四條ヘ
飛ンテ行クカラ餘義ナク修正チ止メタノデ、ソウ云フ譯デ修正ノ
仕様ガナイ。所カ放置シ及ヒ飼養シト云フト難カ讀ンデモ無主物
トハ讀メズ、所ガ註チ見ルト無主物デアリマス

（尾崎委員） 無主物デス

（栗塚報告委員） 無主物デナケレバ品物ハ還サヌテ宜シイトハ云フタ、ソコデ只コウ云フコトヲシテ無主物ヲ取タトキハ取タコトハ構ハヌカ取リ方カ宜シクナイ、相談シテ受諾ナク取タノデ、其事ハ宜シイカ取ル仕方カ宜シクナイ、其通意トシテ罰ヲ受ケラルルノデ、取タ品物ヲ還セソレガ否ト云ヘハ價ヲ還セ云フ丈ケノコトト見タノデスケレトモ成程人ニ依テハコンナコトヲシテ貰ウト人ノ價分ヘ還入テ狩ヲサレテ失策ノアツタトキハ金ヲヤルカラ許セト云ハレテハ大變弊カアルト云フ説モアル、ソレニスルト園イガシテアツタトキハ放置シテモナイ、飼養シテナクトモ往カヌ、園ガシテナク放置シテモナクハ狩リ場所デ狩ノ權ハ土地所有權ニ付テ居ルカラ、園ヒナク飼養シテモナイニ獸物ノ居ル場合カ少ナイノデス

（松岡委員）

私ハ删除説デアリマス、無主物ハ何人ニモ屬セス所有權ノ目的ニナルモノヲ云フト山野ノ鳥獸魚貝ノ如シト始メ二條ニ云テ居ル、無主ノ動産物云々ト云フト、此所テハ無主ノ動産物ハ占有シタ後、産トナルノデソレマテハ無主ノ物テ目的トナル物ダカラ無主ノ物ハ此所テ云フノハ所有スル意思テ先占シタルモノハ所有權ヲ得ラル、山野ノ鳥獸、河海ノ魚貝ハ皆還入テ居ル、ソウシテ得取スル方法ト云テ置キ、其次ハ第六百四條ニテ鳥トカ魚杯ハ勝手次第ニ取レルカナレハソレハ特別法ニアルソヨト云フ丈ケデ、充分満足デアリマス

（今村報告委員）

無論澤山デアリマス、一体無主物ヲ横領シテ先占テ取ロウト云フハ、遺棄シタル財産モ遺失モアルガ稀レデ、第六百三條ニ書イタ品物ハ皆無主物ヲ先占シタノデ、取テモ罰カ行ハレナイカラ書イタノデアリマシヨウガ、ソレチヤルニ付テ一種

ノ妙ナ狩ノ權ト云フモノヲ置キ、狩獵魚漁ノ權ト云フモノハ六ヶ
 敷イモノダガ、獨逸ハ如何カ佛蘭西ニハ王ノ狩ヲ居ル所ノ權テ、
 平人ニハ狩ハ出來ナイ、所チ民權ノ中ノ一ツテ苟モ國民タル者ハ
 誰モ狩ヲスル權利ハ遺チ歩キ商賣ヲスル權利ト同シテアルガ、理
 屈カラ狩ノ權ト云フモノハ妙ナ權利テ、權利ヲ持テ居ナカラ、一
 向權利ハ誰ニモ行ハレヌ、ソコテ何ウシテモ之ヲ行フニハ行政デ
 立テナケレハナランカラ、六百四條カナケレハナラン様ニナツタ
 ノデ、其序ニ此三條ガ出タ譯ト思フ、ソレテ佛蘭西ノ法ニモ伊太
 利ノ法ニモアルノデ、日本ノ法モ六百三條ヲ刪テ、第六百四條ヲ
 突然トハ出シ惡クイノデアリマス

- (松岡委員) 二條ヲ少シ直シタラ宜シイ
- (今村報告委員) 二條ハ大原則デアリマス
- (南部委員) 刪ルト國際ヲ拵ヘテ置イテ、中ニ禽獸ヲ置イタトキ

之ヲ取テモ構ハヌトナリマセンカ

- (松岡委員) 特別法ヲ極ノマスカラソウハナリマセン
- (南部委員) ソレハ性カヌゼ、國際アル地内ニ於テト云フハ甚タ
 宜シイト思フ

(松岡委員) 甚タ惡イ

(今村報告委員) 國カアルト放置シ飼養シタ外ニ國モ放置モ飼養
 モナイトキハ取テ宜シイハ無論デアリマシヨウ

(村田委員) 無主物ハ取テ者ノ所有物タロウ云フニハ及ハヌ

(今村報告委員) 修正ノ仕様ガナイ

(清岡委員) 刪テ仕舞テハ困リマス

(今村報告委員) 刪ルト具合力惡イ

(清岡委員) 無主ノ物ト極ノレハ格別不都合ハナイガ、自分ノ所有
 ノ様ナ感觸ヲ起スト甚タ不都合ダ、大体無主ノ物ダカラ假令墾闢

内デモ只云フト誰カ取テモ宜シイケレトモ、丸テ野原トモ違ヒ、
塙園アルトキハ放置飼養シテアルナレハ、現物カ代價ヲ還サナケ
レハナラント云フ話ダ

(委員長) 只獵人ハ人ノ許可ヲ得スシテ、人ノ家へ遣入テ取テモ宜
イト見テ、ソレハ悪イカラ所有地内ニハ許可ヲ得ナケレハ取レヌ
ト云へハ宜シイ

(南部委員) ソウナルト無主物ハ山テモ何所テモ狩カ出来ヌ様ニ
ナリマス

(委員長) 許可カ、アレハ宜シイ

(清岡委員) 許可カアレハ現物テモ代價モ還サナイデ宜シイ

(委員長) 人ノ所有地内ニテハ許可ヲ得スシテ、ヤルノハ不都合
デス

(南部委員) スルト狩獵規則ハ別ニシテ各人自己ノ山デナケレバ

必ラスソコへ行テ獵ハ出来マセヌ様ニナリマス

(今村報告委員) ソウナラナケレハナラン

(南部委員) 山デ獵ラシテ、品ハ代價ヲ拂へハ宜シイト本文ニア
ル、若シソレカ出来マセントナルト、誰モ遣入テ狩ラシテモ一向
如何トモスル事モ出来マセント云フ反對カ起リマス

(委員長) 許可カ要ルノダカラ、許可ガナケレハ所有地内ヲ飛ブ
鳥モ取ルコトカ出来マセン、鳥ハ取テモ宜シイカ、所有地内ニ踏
込ムニハ許可ヲ得ナケレバナラントサヘ云へハ宜シイ

(栗塚報告委員) 此所テ申セハ此コトハ所有地内へ遣入タノデナ
ク動産物ヲ取ルコトカ出来ルトサヘ云へハ宜シイ

(委員長) 何ゼ人ノ園イチシタ土地ノ内へ遣入テ取テモ現物カ代
價ヲ還スカ、鳥ノ價ハナシ無主物ナレハ園内デモ價ヤ現物ヲ還サ
ヌテモ宜シイ、ソレテ何ゼ拂フカ人ノ家へ遣入タカラテアロウ、

道入レハ許可ヲ受ケナケレハナランコト丈ケナレハ宜シイ、狩獵規則カ出來レハ尙ホ嚴重ニナルカラ之ヲ置ク方ガ宜シイガ、ソウテナク此儘ニ置テハ金サヘ拂ヘハ中へ道入テモ宜シイトナルカラ

(松岡委員) 私ノ删除説ハ之ヲ置クニハ六百三條ヲ先占權ハ既ニ圖障チシタカ、或ハ放置飼養シタ人ニ屬シタモノト認メタニ違ヒナイソレ故ニ宜シクナイノデス

(今村報告委員) ソウテナイ

(松岡委員) 之ヲ制タラ不都合ト云フダロウガ不都合ハ佛蘭西法律ニモ狩獵權利ハ特別法ヲ定メルトアル、伊太利ハ垣根ノナキ家へ道入ル道入ラヌト云フコトハナイ、無主ノ物ト云フハ先ニ捕ヘタ者ノ勝チト云フガ原則ダ、ソレハ何所へ行テモ構ハヌトナルカラ、狩獵規則ハ特別法ヲ定メルト云タラ満足デス

(今村報告委員) 初ノノ翻譯ハ只禽獸ト云タラ家ノ馬モ道入ルカ

ト云テ、ソレカラ變ツタノデス

(鶴田委員) 無主物ナレハ遺スニ及ハヌ

(今村報告委員) 貴君ノ御別荘へ來ル鳩ヲ貴君カ狩スル積リテ豆ヲ蒔イテ置イテモ勝手ニセイデ逃ケラル、所物ヲ我レノ所有トハ云ハレマセンテシヨウ

(鶴田委員) 誰テモ取テ宜イナレハ遺スニ及ハヌ

(委員長) 許可ヲ得ルト云フノハ何タロウ、所有者カ答メタトキハ其者ノ所有物ニナル、所有主カラ苦情ナキトキハ其者ノ所有ニナルト云フコトサヘ書ケハ妨ケナイ

(清岡委員) 其旨意デシヨウ、狩獵規則ナリ何ナリ、其他地方官ニ願テ、狩獵ノ近邊へ杭ヲ建テ置トカ、幾ラモ仕様ガアル、此所ハ大体チ云タノテ、之ガアルカラ狩獵規則モ破ルト云フ様ナコトハ決シテアリマセン

(南部委員) 相當ニ修正シタラ宜シイデシヨウ

(今村報告委員) 貴君ノ云フ通り、放置飼養所へ導入リ、現物ヲ
遺スト云フハ悪イ、一向所有權ニナツタカラ遺セト云フテナク
ニ遺セト云フ意味デアリマス

(松岡委員) ソンナコトニ見ヘルモノデハアリマセン

(清岡委員) 所有者ガ出テ來タラ、園内へ導入テ取レタ取タラ遺
セト云フノデ

(松岡委員) ソウ云フコトヲ云フト、始終所有者ガ罰アル様ニナ
ツテ仕舞フ、物ヲ先占スルト云フコトニ關係ヲ持タヌ様ニナリマ
ス

(清岡委員) 他ノ村カラ飛込ダ鹿ヲ捕ルトキハ其村ヲ足チ一本取
ルトカ云フノガ田舎ニハ幾ラモアリマスカラ之ハ罰ルコトガ出來
マセン

(松岡委員) ソンナコトハ關係ナイ

(尾崎委員) 罰リタイガ罰ルコトハナラヌト云フナラ直シテ置キ
タイ

(松岡委員) 差支ナク直レハ宜シイ

(今村報告委員) 伊太利ノ通りニシテハ如何デス

(松岡委員) ソウスレハ宜シイ

(尾崎委員) アレナレハ宜シイ

(松岡委員) 此編ハ如何ナル編カ、先占ト云フノハ無主ノ物ヲ先
キニ取タラ所有權ガ出來ルノデ、ソコヲ見テ園内デ取タラ辰サナ
ケレハナラン、何セナレハ矢張り先占ニ關係シテ、向ウノ人ニ先
占權ガ屬スト云フヨリ云ヒ様ハナイ

(今村報告委員) 修正ハ書様ニ困タノデスカ、意味丈ケハ第六百
二條デ原則ヲ定メ、狩ノ目的トナル禽獸ハ假令ヒ園チシタリ放置

シタリ飼養シテアツテモ、矢張り無主物テアルカラ先占權ヲ以テ
所有權ヲ得ラル、シ、其權利ヲ行フハ別段ノ規則ニ從ハナケレハ
ナラント云フ意味ニ書イタカラ前後ノ續キカ宜シイカト思フタカ
註ヲ讀ムト例ヘハ雉子、兎ノ如キガ狩ノ目的トナル禽獸ダガ、場
合ニ依レハ所有物タルコトモアル、私ノ家ニ飼タモノハ往カヌ、
無主物トシテ看做ス物ノ條件ハ「ボアソナード」ノ註ニハ自由ノ
モノデ、而シテ野ノ物デナケレハナラント云フ猫ナドハ往カヌ、
此二ツノコトヲ云ハナケレハ書ケヌノデアリマス

(松岡委員) 元ト山野ノ鳥獸河海ノ魚貝ト云タカラ猫杯ノ運入ラ
ヌハ分テ居ル

(今村報告委員) ソレハ自由ヲ得テ居ナケレハナラント云ハナケ
レハナラン

(尾崎委員) 其様ナ精シイコトハセヌデモ宜シイ

(南部委員) 餘リ漠然ト書イテモ困ル

(尾崎委員) ケレトモ狩獵規則モ出來ルカラ

(今村報告委員) 狩獵規則ハ狩ノ時ヤ場所ヲ制限スル法デ、所有
權ノコトハ彼ノ法テハ定ノラレナイ、民法デナケレハナラン

(委員長) 儲様ニ修正シテハ如何デス「狩獵スヘキ禽獸ニシテ他
人ノ所有地内ニ在ルモノハ土地所有者拒否セサルニ於テハ之ヲ獲
取スルコトヲ得」

(村田委員) 所有シタ物ヲ取タラ刑法ニ制裁カアル

(鶴田委員) 伊太利ノ様ニ還スノ還サヌト云フコトハ一向云ハ
スニ置ケハ宜シイ

(委員長) 無主タカラ先占ト云フコトカ云ヘル、無主テナケレハ
先占トハ云ヌカラ人ノ所有地ニ飛フ鳥ハ土地所有者ノ物ト云ヘハ
先占ト云フコトハ云ヘヌ

(松岡委員) 眞ノ所有物ニ歸セハ不正當ト云フヨリ仕方カナイ、
園中ノ所有物ヲ取ダラ不正當デアリマス

(村田委員) 刑法ヲ見レハ盜賊ヲ御座イマス

(栗塚報告委員) 無主ノ物ヲ取タノハ不正當デナイ

(松岡委員) 園ガ一里四方アツテ、中ノ獅子ガ隣ノ山ヲ歩イテ居
タ時分ニハ如何テス

(村田委員) 飼養シテアツタラ性カヌノデ、所有物ト看做スノテ
ス

(松岡委員) 所有物ト看做セバ盜賊デアリマス、眞ニ所有物ト定
ツタラ現物ヲ還シテ替イト云フコトハナイ

(村田委員) 盜賊ト云フテ宜シイカ、此所ハ盜賊ト云フコトハ云
ヘヌノテ、無主物タケレトモ、此場合ニハ無主物デナイ、所有物
ト云フノテス

民取八ノ十七

(松岡委員) ソレハ性カヌ、所有物ナレハ盜賊ニナルト云フノデ
ス

(栗塚報告委員) 他カラ來テ取ダラ盜賊ニナラント云テハ性カヌ、
初ノ之ヲ取ロウガ飛行クコトモ逃ケルコトモ出來ルカラ、所有物
トハ云ヘヌソモ、ソレタカラ取タ人ハ取有者ニ入レルケレトモ過
怠トシテ還セト云テ居ルノデアリマス、其論力違ウト話カ分リマ
セン

(村田委員) 私ハソウテナイト思ヒマス、ソシテハ何モ償テス
ルニハ及ハヌ

(栗塚報告委員) ソコテ論ガ出ルノデアリマス

(松岡委員) ソコテ所有物テナイカラ論カアルノテス

(南部委員) 原案ノ旨意ヲ誤解シテ劇ル説ハ性カヌ

(松岡委員) ケレトモ自家撞着シタコトヲ知ラヌノダ

(委員長) 原案ノ儘ニシテハ其犯シタル丈ケノ賠償ヲ求メルコトガ出來ルト云フコトナレハ少シハ分ル

(松岡委員) ソレテハ尙ホ分ラヌ、人ガ困チシタニ其所ヘ運入テ犯シタ丈ケノ物ヲ還セハ宜イトナツテハ治リマセン

(委員長) 所有地ヲ犯シタ丈ケノ償ダカラ、ソレハ所有主ノ方テハ幾ラテ宜イカ知レヌ、其償ハ鳥ノ價デハナイ、所有地ヲ犯シタ丈ケノ償ダ

(松岡委員) スルト物ノ先占ノコトハ關係カ違テ仕舞フ

(村田委員) 詰リ第六百二條ノ通りノコトト思テ居ル民法ハ此儘デ宜シイト思フ

(清岡委員) 土地ノ所有者ト云フ者ガアツテ、取テモ幾ント先ノ所有地ヲ持タ人カ取タモ同シテアルト云フ道理デ、ソレデ先ノ所有者ヘ還サナケレハナラント云フノテス

民取八ノ十八

(委員長) 所有者ノ物ヲ取タ如クナルト、無主物ナレハ先占權ガ行ハル、原則ニ適ハヌカラ

(栗塚報告委員) 所有者ニナツタニモセヨ土地ノ所有者ニ害ヲ加ヘタラ償フタノニ現物ヲ還セト云フカラ抵觸致シマス、餘所ノ地面テ取テモ所有者ニナルガ、所有者ニナツタニモセヨ償ヲセヨト云フノデアリマスカラオカシイ

(委員長) ソレハ悪イ

(今村報告委員) 先占權ハトレ丈ケニ行ハル、カテ定メルニハ儲積ナ書方ガ宜シイト思ヒマス(狩獵ノ目的トナルヘキ禽獸ハ圍障アル他人ノ地内ニ在リ又ハ特ニ之ヲ放置シ及ヒ之ヲ飼養シタルモ自由ニ飛走スル者ハ先占ヲ以テ之ヲ得取スルコトヲ得)トシ度イ

(栗塚報告委員) 之ハ宜シイ

(村田委員) 取テ宜シイト云フコトハトウモ悪イ本刑法ニ矛盾シ

テ宜シイカ

(今村報告委員) 悪イト云フト民法ニナラン

(南部委員) 村田サンノ云フ所ハ別ノ話デス

(松岡委員) 私ハ愈々删除カ宜イト思フ

(委員長) 雨降りニ網ヲ張テ取タトキチ云マテ、川邊ニ居ル飯ノ

餘リチヤル魚ヲ云フノテハナイ、ソレヲ取テ直ク刑法ニ問ハレテ

溜ルモノテスカ

(村田委員) 魚ヲ取テモ刑法ニ問フデシヨウ、家ヲ持テ資本ヲ入

レテ居リマスカラ、ソレハ刑法ニ問ハレマス

(栗塚報告委員) 伊太利法ノ通りニ書イテアレハ宜シイテス

(松岡委員) 伊太利ノ様ナレハ先ツ宜シイ

(委員長) 伊太利ノニスルト二條一所ニシナケレハナラン、之ヲ

罰テ仕舞テハ性カヌト前ニ立派ニ云テ居ルカラ

(栗塚報告委員) 併シ狩獵又ハ捕魚ノ目的トナルベキ動物ト云フ
コトハ入レテ置キタイ

(南部委員) ソレヨリ三條ヲ置イタ方カ宜シイ修正ハ宜シイガ、

三條ヲ撤ノ様ニシナクテモ宜シイ

(松岡委員) 三條ヲ悪ムノテハナイ、三條ニ書イテアルコトカ悪

イノデス

(栗塚報告委員) 私ハ今村君ノ出シタ損害賠償ハ此限ニ在ラスト
シテ宜シイ

(尾崎委員) 實ハ私ハ罰ヲモ宜シイト思ヒマス

(松岡委員) 罰ルカ宜シイ

(村田委員) 得ルト云テハ刑法ニ依テハ盜賊テス

(委員長) 今村ノ修正ガ宜カロウ

(松岡委員) 斯ウ云フ所モ困難、又三四里アル野山モ山林モ困難

ダカラ、コウ云フモノニナツテ許可ヲ得ル杯ト云フハ溜ラヌ

(委員長) 一軒家ナレハ狩チスル規則ニ依テ守ラナケレハナラン、人ハ守ラナケレハナラン、別ノ法ガアル、鳥ガ取レルヤ否ヤ丈ケチ云フノダカラ

(松岡委員) ソレチ云フナレハ海上漂流物モ何人モ取レルト云ハナケレハナラン

(委員長) ソレハ特別法テ定ムル狩獵規則チ審クノデ、此所ハ無主物チアツテ、人ノ地面ノ内ニ在テモ先占ノ行ハル、チ云フノデ、人ノ所有地ニアルカラ所有者ノ物ダロウト云フノデナイ丈ケチ示スノダカラ、ソレニ之チ除イテ仕舞テハ見ヘヌカラ

(松岡委員) ソレチ示ス旨意ハ字チ審クト審ガ出ルノデ、物チ還セト云フハ出過キテ居ル、放置飼養シタ物チモ先占スルコトカ出ルト云フ丈ケチ示シタノテ、併シナカラ審イテ見ルト何ウモ此還

スコトハ取タ丈ケニ歸スノデ、今ノ修正ハ先ノヨリハ又危險ガ甚タシイト思ヒマス

(委員長) 能ク考ヘルニ只鳥チ取ル丈ケノコトデ、鳥ニ向テ先占權ガ行ハル、ヤ否ヤチ明カニスルノデ、ソウデナイト人ノ園中ニアル鳥ハ土地所有者ノ物デ、之チ取タラ窃盜ト同シク論スルト云フ如クナルカ知レンガ、ソウ云フモノデハナイ、矢張り自由ニ飛フ鳥ハ取テモ窃盜ト同シテハナイト云フ區別ガ分テ來ル

(村田委員) 併シ資本チ掛テ養タモノチ取テモ宜イト云フハ法律ト云フモノデハナイ

(栗塚報告委員) 今少シ法律家ノ考ヘガアリタイ

(村田委員) 人カ養フタ物チ取テモ宜イト云フハ往カヌ

(南部委員) ケレトモ無主物ダカラホ

(村田委員) ソレナレハ六百三條チ置クニハ及ハヌ

(委員長) 自分ノ物ニスル以上ハ斯ウダト確メルニ離レヌ様ニシ
ナケレハナラン、時々餌ヲヤルカラ自分ノ物タト云テモ、飛ンテ
行クニ、己レノ物ト云テ訴ヘテ起セヌ、自分ノ所カ自分テ届ケハ
宜シイガ、届カヌトキハ仕方カナイ

(松岡委員) 飛鳥禽獸ハ誰テモ取レル、ソレヲ此所ノ三條ニ書カ
ヌト若シヤ國內ニアルト取レヌカト云フ憂ガアルカラ折角補ハン
ト思テモ要カラ來ルト具合カ悪イ

(委員長) 其方カラ云フト鳩ニ米一粒ヤツテ取テモ直ク盜賊トナ
ルカラ人ノ國內ヘ進入テ取ルナレハ自在ニ飛ブ鳥モ所有者ノ物ト
見ヘル、之カアレハソウモ見ヘナイ、鳥ハ自由ニ飛ヒ、所有權ハ
ナイト云フ原則ヲ示シテ、所有權ノナイ證據ニハ人ノ土地ニ居テ
始終米ヲヤツタ物テモ、自在ニ飛フ物ハ他人カ取テモ人ノ所有物
ヲ取タノテハナイト云フヲ示ス爲メニ入レタノテシヨウ

(松岡委員) ソレヲ示ソウト思テ書ク爲メニ園障内ニ進入テモ宜
イト云フ様ニ見ヘルノテス

(栗塚報告委員) 先占權ノ効能ヲ説クノデス

(松岡委員) 取レルト云テ置ケハ宜シイ、其方法ハ特別法ヲ定メ
ルノダカラ

(村田委員) 修正スルナレハ寧ロ罰ヲ宜イガ、之ハ原案ヲ宜シイ

(清岡委員) 原案デ宜シイ

(南部委員) 現物ヲ還スヲ止ノテ、損害賠償スヘシト云テハ如何
カ

(栗塚報告委員) 今村君ノ説ニシテ損害賠償ハ此限ニ在ラストシ
テハ如何カ

(鶴田委員) 今村ノ修正ハ反對デアリマス

(清岡委員) 損害賠償スルト云フ罰デナイカラ、此所ノ法律ハ動

産ノ占有權ヲ、先占權ヲ得ルト得サル所ヲ云フノデ、損害賠償杯
ヲ此所へ持テ來ル所デハナイ

(南部委員) ケレトモ代價ヲ以テト云フハ即チ損害賠償デアリマ
ス

(清岡委員) 此所へ先取リテ争フ所デス

(南部委員) 現物ニ代ルヘキ即チ損害賠償デアリマス

(松岡委員) 清岡サンノハ固チシテ放チ置イテ、人カ其内ニ居ル
ノチ取ルト他ノ者カ取テモ此方へ取ルト云フ旨意デスカ

(清岡委員) 左様デス

(松岡委員) 本文ノコトハソウチナイ、假令其所ニ居テモ何時飛
ブカ知レヌ、捕マヘタ人カ先占ダ、併シナカラ人ノ圈内テ取タハ
亂暴ダカラ現物又ハ代價ヲ取ルト云フノテス

(清岡委員) ソレハ「ボアソナート」ノ註デス

民取八ノ二十二

(松岡委員) 我輩ハ餘計ニ區域ヲ示スハ不可トスルノデ、無主ノ
物ハ先占者デ得取スルハ前條ニアルカラ、精シイコトハ陳ヘテ替
イカ悪イカ幾度書イテモ明亮ニ往カヌカラ、總テ特別法ニ讓テ仕
舞テ宜シイ、ソレチ差支カアルカナレハ遺失物、漂流物、皆特別
法ニ讓タカラ之ハ删除シテ宜シイト思フ

(清岡委員) 損害賠償杯ノ脱ナレハ松岡サンノ説チ賛成シマシヨ

ウ

(尾崎委員) 私モ刪ル

(村田委員) 刪テハ往カヌ

(鶴田委員) 特別法ヲ宜シイ

(清岡委員) 「ボアソナード」ガ損害賠償杯ト云フ註ハ間違ツタ
モノト思フ、其誤ツタモノチ容レテハ大變ダ

(委員長) 清岡サンノ説デスカ、固アルカ或ハ養テアレハ所有者

ト同様ダカラ、ソレヲ取タトキハ現物ヲ還スカ代價ヲ還スハ當然ト思フ

(清岡委員) 取ラヌトキハ所有者トハ聞ヘヌ、ケレトモ飛ブ鳥ヲ取テハ誰カノ物ニナラナケレハナラン、其時先占ヲ較フレハ撃ツタ者ヨリハ放置飼養シタ者ガ、先占デアルト云フノデス

(委員長) ソウ云フトキハ撃ツタ者ノ先占テナケレハナラン

(清岡委員) ソレナレハ現物ヲ還スト云フコトハ分ラヌ

(栗塚報告委員) ソコデ分ラヌノデアリマス

(委員長) 清岡サンノ如ク解スルト二條ノ旨意ヲ害シマス

(清岡委員) 害シマセヌ、二條ニ關係ハナイ話デアリマス、六百五條ニ於テハ矢張り争ヒト云フモノガアル、争ヒアルトキハ孰レガ先取ニナルカト云フコトハ定メナケレハナラン、此所モ亦矢張り同シデ、此所ニ擊ツタ以上ハ無論、先占權カアルカラト云テ見

ルト、ソウハ性カヌト云フノデス

(委員長) 先占權ハ着手シタ者ニナルノデス

(尾崎委員) 原案維持ノ説ナレハ今少シ修正シテ貰フコトニシテ之ハ預ケニシテ置キマシヨウ

(委員長) 其方ガ宜カロウ、ソウシテ是レテ食事ニ致シマシヨウ
本條ハ報告委員ニ於テ修正ニ決ス

于時零時十五分休憩

午後第一時二十分

(委員長) ヤリマシヨウ

第六百四條朗讀ス

第六百四條 狩獵並ニ捕魚ノ權利ノ行用及ヒ海上、河上並ニ陸上ノ遺失物ノ得取ハ特別法ヲ以テ之ヲ規定ス

戰時ニ爲シタル略奪物及ヒ海上ノ搶掠物ニ付テモ亦同シ(第七

百十五條、第七百十六條

〔修正〕第一項海上以下左ノ如ク改ム

海上又ハ河上ノ漂流物並ニ陸上ノ遺失物ノ得取ハ特別法ヲ以テ之ヲ規定ス

〔果報報告委員〕 「海上又ハ河上ノ漂流物」ト云フヲ入レマシタ、元來起案者ハ遺失物ハ一所ニ付ケテアル様デスガ、併シ陸上ノ漂流物トモ申セマセンカラデス

〔鶴田委員〕 沈ンテ居ル物ハ沈滞物カ

〔松岡委員〕 アレハ皆漂流物ノ中へ遺入ルノデス

〔果報報告委員〕 海草、珊瑚樹杯ハ漂流物ダソウテス

〔鶴田委員〕 土州邊ハ網ヲ捕ルカラ符遺物デハナイカ

〔松岡委員〕 佛蘭西ニモ略掠球物杯モアルカモ知レヌ

〔村田委員〕 アリマス

民取八ノ二十四

〔松岡委員〕 萬國公法ヲ抜イテ來タノダネ

〔果報報告委員〕 萬國公法ニハ八蓋敷イ區別カアリ陸上デヤツタノト、海上デヤツタノト名カアルカラ、此儘デ置イタ方ガ宜シイデシヨウ

〔尾崎委員〕 置クカ宜シイ

〔清岡委員〕 民法ニコソナコトヲ云フモノテハアリマスマイ

〔果報報告委員〕 只無主物ヲ出シタノデス

〔清岡委員〕 内輪同士ナレハ未ダ宜シイガ、若シ外國へ對スルノテハ面白クナイ

〔委員長〕 ソレハ行ハレ様ハナイ

〔村田委員〕 敵ニ屬シテ居ル物ハ無主物ニ見ヘルカラ云タノデス

〔委員長〕 之ハドウシテモナケレハナラン、無イト處分ニ困リマスカラ

(清岡委員) 私ハ所チ失フテハ居リハセンカト思フ

(委員長) 國ト國ノ間ハ萬國公法ニ依ルカ一休テシヨウ、人民ガ押ヘタトキ處分ノ仕様ガナイカラ、一ノ法律ガ出ナケレバナラン、無主物チ處分スル規則ガ出來テ、ソウ云フ物ハ此レニ依テヤルト云フ元トチ示シタノデス

(清岡委員) 常ニ拵ヘテ置タノテハナイテシヨウ

(委員長) ケレトモ無主物ダカラ其處分方法チ外ノ法律チヤツテ居ル、此所テハ無主物ト云フチ示シタノデス

(清岡委員) 無主物ハ取タ者ノ所有物ニ定メテアツタラ無主物トハ謂ハレヌ

(南部委員) ソレダカラ定メルノデス

(清岡委員) 特別法テ定メルノハ性カヌテシヨウ、戰場デハ出先デ定メルコトモ出來マシヨウ

(委員長) 兵隊ナレハ格別、人民ニハ許セヌ

(南部委員) 只取テ自分ノ物ニシテ仕様フ弊害ガアルカラ、ソレハ特別法テ定メテ宜シイ、且所有ハ國ノ所有ニナルカ、誰ノ所有ニナルカ、特別法テ定メルノデス

(委員長) 海陸軍杯ニハ是非アルノデ、一般ノ人ニ適用スル法ガナケレハナラン、之チ今迄ノ様ニ何テモ備テモ、誰カ取テモ構ハヌトシテハ治リハ付カヌ敵ノ物テ萬國公法テ許サレ、押ヘラレタ物ハ押ヘラル、ガ、取ルコトチ定メナケレハナラン

(鶴田委員) 宜シイ

(松岡委員) 宜シイ

(委員長) 宜シケレハ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第六百五條朗讀ス

第六百五條 原所有者ノ拋棄シタリト主張セラレタル物ノ先占ニ付キ争アルノ場合ニ於テハ任意ノ拋棄ノ證ハ先占チ利唱スル者ノ負擔タリ

(鶴田委員) 之ハ分テ居ル

(清岡委員) 事柄ハ分テ居ルケレトモ分リ悪イ文章ト思フ、三人アル様ニ見ヘル、原所有者ノ拋棄シタ物チ二人居テ先占ニ付争アヒアル場合ニ見ヘルガ

(南部委員) 原所有者トノ争ヒデス

(栗塚報告委員) 原所有者ト云フ者カアツテ拋棄シタノデス

(尾崎委員) 先占シタ者カ先ツ所有スヘキダ、姑ク其品物チ拋棄シタ者ガアレハ私ダト云テ争フノダ

(清岡委員) 文章チ讀ムト、三人ノ様ニ見ヘル

(尾崎委員) 之ハ何ソナ物カト云フト鐵板ノ如キ物ダネ

民取八ノ二十六

(村田委員) 紙屑ノ如キモノデ、アレチ拾テ立派ニ生計チ立テ行クノガアリマス

(鶴田委員) 犬ニ札チ付ケルト云フ規則ガアルガ札チ付ケヌト任意ノ拋棄ダ

(栗塚報告委員) 棄子杯モ矢張り任意ノ拋棄デス

(松岡委員) アレニ争ヒカアルガ、之ハ「主張シタル方チ」宜シイテハナイカ、ト云フノハ彼ノ人カ棄タノタト云フ方ダカラ

(鶴田委員) ソレテ宜シイ

(栗塚報告委員) 「シタル」、デ宜シイ

(松岡委員) 之ハ尤モデス

(鶴田委員) 證ハ負擔ニ歸スト云フコトカアルカ知ラン

(栗塚報告委員) アリマス、證ハ資ニ任スト云フノト負擔ニ任スト云フノカアリマス、賃借ノ所ニ何々ノ證ハ何々ノ負擔ト云フ又

實ニ任スト云フモアリマス

(清岡委員) 争ヒアルトキ、先占チ利唱スルトキ負擔何々ハ分ラヌ

(鶴田委員) 仕方ガアリマスマイ

(委員長) 宜シケレハ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ「主張セラレ」テ「主張シタル」トシ其他ハ原案ニ決ス

第六百六條朗讀ス

第六百六條 他人ノ物ノ中ニテ單ニ偶然ノ事ニ因テ發見シ所有者ノ知レサル埋藏物ノ所有權ハ其半ハ發見者ニ屬ス

埋藏物カ埋モレ又ハ隠レタル物ノ所有者ノ權利ハ下ノ附添ノ章ニ之ヲ規定ス(第七百十六條、伊民第七百十四條)

(栗塚報告委員) 本條二項ハ六ヶ敷イ、然カモ餘程六ヶ敷イト思フノハ物其物ノ中ニ埋藏物ガ埋モレテ居リ、隠レタル物、其物ノ

民取八ノ二十七

所有物テナクシテ、其中ノ埋藏物ガ隠レテ居ル、其箱ノ所有物ハト云フノデス

(松岡委員) 牡丹餅ガアツテ、其中ニ金ガ混シテアルノカ

(栗塚報告委員) ソウスルト牡丹餅ノ所有者ノデ、困ツタ文章デス

(村田委員) 遺失物埋藏物ノ規則ガアリマス

(松岡委員) 孰レ埋藏物ノ争ヒカアレハ二十ノ五ヲヤレハ宜シイノダ

(村田委員) 百分ノ五ヨリ多カラズダ

(松岡委員) 詰リソウ云フ法律ガアルト、所有者ノ知レサル埋藏物ダナ

(清岡委員) 他人ノ物ノ中ニハオカシイ

(栗塚報告委員) 假令ハ重箱ノ中ニ牡丹餅カアツタラ、重箱ノ持

主ヘト云フノデス

(清岡委員) 土地テナケレハ埋藏物トハ云ヘマイ、駕籠ノ中ニアツタ物ハ埋藏トハ云ヘヌ

(鶴田委員) 天井ノ中ニアツタ物モ埋藏物テス

(村田委員) 眞ノ埋藏物ト云フハ地面ノ中テナケレハナラン

(松岡委員) 古箱ヲ賣タラ、其中ニ金ガアツタ併シ賣タ人モ覺ヘナイデ市デ買テ來タ箱ノ中ト云フノダ

(栗城報告委員) 左様デス

(松岡委員) 金ノ棒ガ埋藏物、埋藏物ノ遺入テ居タ所ノ土地ト云フカ

(栗城報告委員) 埋藏物ヲ包含シタルモノ、トアリマス

(南部委員) □ノ埋モレ又ハ隠レタルト云テハ

(委員長) 埋藏ト云タラ分ルノテシヨウ、此所テハ「ラレ」ニス

ルト能ク分ル

(栗城報告委員) 隠レテ居ル埋モレテト原文ニアリマス

(委員長) 此ノ中ニ錢カ一文遺入テ居テ、錢カ隠レ埋モレト云フノテハナイ、埋メタ物ノ外テ云フノダカラ、錢ガ茶碗デ埋メラレテ居ル、又ハ隠レテ居ルト云ハナケレハナラン、埋モレ隠レト云フト品カ遺入テ居ル、ソレガ隠レテニナル

(松岡委員) 埋藏物ヲ埋メ隠レタル土地ト云フト宜シイ

(委員長) ソレナレハ未タ分ル

(村田委員) 其物ガ隠シタ様ニナルガソウテハナイ、物ノ隠レテ居ルト云フノデアリマスカラ

(南部委員) 地面ガ金ノ棒ヲ埋メルト言ヘル

(栗城報告委員) 金ノ棒ガ埋メラレテナケレハナラント云フノデス

(鶴田委員) 仕方ガアリマスマイ

(栗塚報告委員) 埋藏物ガ埋メラレ、又隠レテハ即チ埋藏物ダカラ、只上ニ埋藏物ガトアルカラ分ラヌコトハナイ

(委員長) 之ハ何ウシテモ「ラレ」チ入レタ方カ宜シイ、入レヌナレハ今ノ通り土地ガ埋メタト云ハレヌコトガアレバダガ、云ハレルナレハ埋メ又ハ隠シタル物トシテハ如何カ

(村田委員) ソレテハ分ラヌ

(鶴田委員) 埋藏物チ隠シテ居ル其品物ノ所有者トシテハ如何カ

(南部委員) 隠レルト云フコトチ爾タノデス

(委員長) 埋藏物ガ埋メラレ又ハ隠レタル物トヤツテハ如何カ

(清岡委員) 埋藏物チ埋メ又ハ隠レタルトヤツテハ如何ウカ

(委員長) 土地ガ隠レテト云ハレルカ何ウカ、私ハ云ハレタト思フ

(鶴田委員) 埋藏物ハ即チ土地ガ隠シテ居ルノデス

(委員長) 土地ガ隠シテ居ルノデハナイ、土地ニ物チ隠シタノデス

(鶴田委員) 先ツコウシテ試クカ

(委員長) 併シコウシテ置クト埋藏物隠レタル品物ノ所有者トナルカラ

(栗塚報告委員) 埋藏物ノ埋藏サレタルモノ、デス

(南部委員) 埋藏ト隠レタルト二字ニシタイ

(栗塚報告委員) 埋藏物ハ埋モレ又ハ隠レテアル物ノ所有者ニト云テハ如何カ

(尾崎委員) 分ラヌ

(松岡委員) 所ノト云フ字チ加ヘレハ分ル

(栗塚報告委員) 原文ニハ物ノ所有者トアルノデ、其中ニハ埋藏

物カ隠レ又ハ埋モレテアル所ノモノ、トアル、物其中ト云フ字ガアルカラ分リ易イ

(松岡委員) 所ト云フ字チ一字入レルト分ル

(委員長) 埋モレ又ハ隠レテアル所ノ物トアリマスゼ

(清岡委員) 隠レテアル所ノ物ハ埋藏物ト、埋ノラレ又ハ隠シタル所ノモノデス

(村田委員) 併シコウ云テ置イテモ分ラヌコトハナイ

(栗塚報告委員) ドウカ知ラヌ、埋藏物即チ埋モレ即チト云フノダロウ

(尾崎委員) 原案デ宜シイ

(南部委員) 埋ノト云フハ種カタナイ、埋藏物チ土地ガ埋ノルト云フコトハ日本デハ言ハヌコトダロウ

(委員長) 翻譯者カ「ラレ」チ入レヌカラ分ラヌノデス

民取八ノ三十

(南部委員) 「埋藏物ガ埋ノラレ又ハ隠レタル所ノモノ」トスレハ間違イナイ

(栗塚報告委員) 「所」チ入レテハ如何デス

(清岡委員) 「所ノ物」ト云フノデハナイ

(南部委員) 何々スル所ノト云フハアリマスゼ

(委員長) 所ト云フ字チ入レルト分ル、左モナイト分ラヌ

(南部委員) 「所」チ入レテハ何ウテスカ

(委員長) 炭箱ノ中ニ隠レテ居ルト、炭ノコトヲ云フノデス

(栗塚報告委員) 埋藏物ハ炭デ、炭ノ隠レテ居ル所ノ物即チ箱デアリマス、鼠ノ屈ンデ居ル所ノ舛ノ所有者デアリマス

(松岡委員) 委員長ノ様ニ云フト鼠ノ伏セラレタル舛ト云フニナルカラ此所ハ一人ノ所デス

(栗塚報告委員) 自動詞デアリマス

(尾崎委員) 「所」カ道入ルト少シハ宜シイ

(松岡委員) 牡丹餅ノ道入テ居ル重箱ト云フノダナ

(委員長) 次ヘヤリマシヨウ

本條へ第二項「隠レタルノ下」
「處」ノ一字ヲ挿入シ他ハ原案ニ
決ス

第六百七條朗讀ス

第六百七條 埋藏物ノ原所有者ハ發見後三ケ年ノ期間内ニアラサ
レハ前記ノ付典ニ反シテ自己ノ權利ヲ利用スルコトヲ得ス

此期間ハ同時ニ埋藏物ノ發見セラレタル物ノ所有者タル者ニ對
シテハ其發見ヲ知りタル後一ケ年ニ減縮セラル

然レトモ埋藏物ノ占有者カ惡意ナルトキハ通常ノ法定ノ時効ヲ
適用ス

(修正) 第二項左ノ如ク改ム

「此期間ハ原所有者ガ同時ニ埋藏物ノ埋モレ又ハ隠レタル物ノ
所有者タルニ於テハ其者ノ爲ニハ發見ヲ知りタル後一ケ年ニ之
ヲ減縮ス」

(栗塚報告委員) 二項ヲ修正シマシタガ前ニハ取レルノヲ云タカ
ラ、此度ハ埋藏物ノ發見ヲ知りタル後テ分ルガ、原所有者ト云フ
ノハ品物ノ所有者デアリマス

(南部委員) 皆我カ物トハ言ハヌノデス

(栗塚報告委員) 私ノ庭テ金ノ釜ヲ掘出シテ其金ノ釜モ私ノ物、
又庭モ私ノ庭ナレハ一ケ年後ニ權利ガアル、併シ掘出シタ人ハ南
部サンデ、南部サンガ取ロウト云フトキ否ヤラヌト云フノデス
(南部委員) 人ノ土地デ掘出シタノデス

(栗塚報告委員) 松岡サンノ庭デ、南部サンガ茶釜ヲ掘出シタラ
松岡サンガ半分、南部サンガ半分偶然松岡サンノ庭カラ出タガ所

有者ハ栗塚ト知レ、ハ埋藏物デナケレハ發見者南部サント松岡サ
 ンニ屬スガ、私ガ其コトヲ聞テ、私ノ金ノ茶釜ヲ發見シタカラト
 聞クト、三ケ年ノ間ハ私ノ物タト言フコトヲ南部サント松岡サン
 ニ對シテ言ヘル、若シ茶釜ヲ掘出シタルガ松岡サンノ物デアツタ
 ラ、一ケ年ホカ南部サンニ對シテ言ヘヌノデアリマス

(尾崎委員) 今少シ長クモ取違シガ出來ソウナモノデス

(栗塚報告委員) 否ヤ、短イガ宜シイノデス、自分ノ地面テハ證
 據立カ易イカラデス

(尾崎委員) 發見ヲ知リタルト云フカラ二年テモ三年デモ知テヨ
 リダ

(南部委員) 左様デス

(村田委員) 三年ニ一年ハ短イ、佛蘭西方テハ三十年デス

(栗塚報告委員) ソレカラ南部サンカ、悪意ノトキハ三十年ノ間

私ガ取戻シニ行ケルノデアリマス

(尾崎委員) 三年ニ一ケ年テ宜シイナ

(清岡委員) 同時ニト云フハ

(栗塚報告委員) 茶釜ヲ掘出シタトキニ、同時ニ土地ノ所有者ナ
 ルトキハト云フノデス

(南部委員) 同時ニハ要ラヌ

(松岡委員) イラヌ

(栗塚報告委員) 實ハ埋藏品ノ所有者ハ埋藏品ノ埋モレ、又ハ隠
 レタルト云ヒタイ「埋藏品ノ所有者カ埋モレ、又ハ隠レタル所ノ
 者ノ所有者タルニ於テハ」トヤツタカラデス

(松岡委員) 下ヘ行クトソウ往カヌ様ニナル

(南部委員) 原所有者ハ埋藏物所有者タルニ於テハトシタラ宜シ

イ

(委員長) 同時ト云フ字ハアル方カ宜シイト思フ

(栗塚報告委員) 一番宜シイノハ原所有者ハナイ方カ宜シイ、原文ニハアリマセン

(南部委員) 原所有者ガアレハ同時ニハ刪テモ宜シイ

(鶴田委員) 埋藏品ノ埋モレ、又ハ隠レタル所ノ物ノ所有者ガ原所有者タルトキハ埋藏品ハ原所有者タ

(委員長) 埋藏品ノ原所有者タルトキハ、改ノンテハ分ラヌ

(鶴田委員) 原所有者チ下ヘ持テ來レハ宜シイ

(栗塚報告委員) 埋藏品ト云タラ宜シイ、此期間ハ埋藏品ノ原所有者ガ同時ニ其物ヲ埋ノ、又ハ隠レタル所ノ物所有者カトヤツテ來マシタカラ

(南部委員) 「同時ノ」三字ヲ刪タラ宜シイ

(松岡委員) ソレハ宜シイ

(栗塚報告委員) 原所有者チ宜イカ知ラン

(清岡委員) 原所有者ト云タラ埋藏ノコトダロウ

(尾崎委員) 報告委員ノ修正ノ通りチ宜シイ

(村田委員) 同時ニハアツテモ宜シイ

(松岡委員) 同時ト云フノハ共ニト此間モ改メダガ、同時ト云フハ時チ指ス様ニ思フ

(栗塚報告委員) 「共ニ」テモ宜シイ

(鶴田委員) 宜カロウ

(南部委員) 「同時ニ」ハ要ラヌゼ

(松岡委員) 刪リマシヨウ

(鶴田委員) 刪リマシヨウ

(委員長) 宜ウ御座イマスカ、埋藏品所有者埋藏品ヲ共ニテナケレハ分ラヌ氣味ハアル

(鶴田委員) 同時ニト云フハ掘出シタトキ

(栗塚報告委員) 此期間ハ埋藏物ト、其隠レタル所ノ物ノ所有者

同一ナルモノ、上デ發見ヲ知りタル後トヤツタノデス

(委員長) 同時ニト云フ字ガアルト如何ナル邊ヒカアルカ

(尾崎委員) 同時ニト云フ字ハ入用ハアリマスマイ

(委員長) 掘出シタモノハ同シト云フノダロウ、所デ之カアレハ

何レ丈ケ見誤リカ出來カ、アツタ方ガ宜シイダシヨウ

(鶴田委員) 所有者ハ一所デナケレハナラン

(清岡委員) ソウナレハ共ニトヤツテ宜シイ原所有者同時ニ埋藏

物ヲ掘モレ、又ハ隠レタルト云テハ分ラヌ

(栗塚報告委員) 同シトキデ、時代ガ違テハ往カヌノデアリマス

(鶴田委員) 同一ナル時トヤツテハ如何デス

(南部委員) ソレナレハ同時デ宜シイ

(清岡委員) 原所有者ト云フ字ハナケレバ、成程同時ニハアツテ
モ宜シイ

(尾崎委員) ナケレハ分ラヌ

(栗塚報告委員) ソコテ「同時ニ」ヲ入レタノデス

(鶴田委員) ナクトモ知レタコトダ

(栗塚報告委員) 時代カ違ヘハ無論ト云フノデ、蛇足ト云ヘハ蛇
足カモ知レヌガ、アレハ明亮デアリマス

(鶴田委員) 之デ行クコトニシヨウ、第三項ノ埋藏物ノ占有者ト
ナツテ居ルガ、發見者ト書カナケレハナランカ如何カ

(栗塚報告委員) 發見者ノイナラス、私カ不在中ニ假令ハ私ノ地
面デ物ヲ誰カ取テ居タ、其地所テヤツタトキハ地面ノ持主ハ半分
ツタト云フトキ私ハ所有者ダト云フトキ發見者ト地主トニ向テ往
カヌコトモアリマス

(村田委員) 前記トアルハ前條ニシタイ

(南部委員) 其方カ宜シイ

(委員長) 同時ハ置イテ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ第一項「前記」トアルヲ「前條」ト改メ其他ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第六百八條朗讀ス

第二章 附 添

第六百八條 動産ト不動産ト之間ハス一ノ物ノ所有者ハ其物ニ附從トシテ合シタル總テノモノヲ下ニ定メタル區別ニ從ヒ且價金ヲ以テ得取ス(第五百四十六條、第五百五十一條)

(修正) 「下ニ定メタル」ノ下左ノ如ク改ム
價金ヲ以テ且區別ニ從ヒ得取ス

(栗塚報告委員) 報告委員中ニ於テ疑ヲ起シタ者カアツテ爲メニ

修正シテ總テノモノハ下ニ定メタル區別アルカ且價金ハ下ニ定メタル分ラヌカラ下ニ定メタル價金ニモ掛ツテ居ルト、註ニモアルカラト云フノデ修正シマシタ

(松岡委員) 直スコトハナイ

(鶴田委員) 且ト云フノガアルカラネ

(栗塚報告委員) ソレナレハ宜シイ

(鶴田委員) 附添ノ章デス

(栗塚報告委員) 左様デス

(清岡委員) 附添ト云フハ何トカナリソウナモノデス

(松岡委員) 附添ハ宜シイ

(栗塚報告委員) 報告委員ノ修正ハ御採用ナリマセンカ

(松岡委員) ナラヌ

(栗塚報告委員) ソレナレハ御同意デアリマス

(清岡委員) 附添ダノ、附録杯ト云フハ大嫌ヒダ

(南部委員) 附添ノ權利デアリマス

(清岡委員) 幾ラ遺疎シテモ其位ナコトハ分テ居ルガ、字ガ悪イト云フノデアリマス

(鶴田委員) 附隨トシテハ如何カ

(栗塚報告委員) 先ツ御置キナスツテハ如何カ

(尾崎委員) 佛民法ニ附添ト云フノカアリマスカ

(松岡委員) 第五百四十七條ニアリマス

(委員長) 先ヘヤリマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

第六百九條朗讀ス

第一節 不動産ニ關スル附添

第六百九條 總テノ建築、植付及ヒ土地又ハ建物ノ上及ヒ下ニ爲

シタル工作物ハ其何タルチ間ハス右ノ土地及ヒ建物ノ所有者自費ニテ爲シタリト推定セラル但反對ノ證アルトキハ此限ニ在ラス(第五百五十三條)

總テノ場合ニ於テ第三者ノ利益ニ於ケル名義又ハ時効アラサルトキハ右ノ工作物及ヒ建築ノ所有權ハ土地及ヒ建物ノ所有者ニ屬ス(同上)

植付ニ關スル場合ハ第六百十一條ニ之ヲ規定ス

(栗塚報告委員) 本條翻譯テ改マリマシタハ「土地又ハ建築ノ上及ヒ下ニ爲シタル總テノ建築植付及ヒ工作物云々」トナリマスソレカラ直クニ議論モ出マシヨウガ、建物ノ植付ト、下ヘ植付ト云フコトガアロウカト雖モ笑フガ、佛蘭西文ヲ讀ンデモ英文ヲ讀ンテモ、土地又ハ建物ノ上及ヒ下ヘ總テ建築工作物ダカラ建物ノ上ニ爲シタ植付トカ、下ヘ植付トカ云フコトハナイ、家根ノ上ニ

草ノ生ヘルトカ、地ノ下ヘ物ヲ植ヘルハアルカハ知ラヌガ、先ツ
ナイト云フノデ、之ハ字ヲ改ントオカシイト云フ、雖モソウ見ル
者ハアリマスマイガ、起業者ガソウ云フ風ニ讀ンダラ説明シニ困
ル、矢張土地ノ上ニ爲シタ建築ハ、穴蔵モアルガ、植付ハ土地丈
ケ、工作物ハ上モ下モ爲ルト云ハナケレハナラン、植付モ矢張リ
土地丈ケニ拘ハラヌ建物ノ上下ニスルト云フニ讀マレテハ困ルト
云フハ説明シテアリマス

(松岡委員) 宜シイ

(尾崎委員) 宜シイ

(松岡委員) 相州邊ヘ行クト家根ノ上ニ植付テ居ル之ハ御尤モテ
アリマス

(委員長) 宜シイ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ翻譯ニテ左ノ如ク改メ他ハ原案ニ決ス

土地又ハ建物ノ上及ヒ下ニ爲シタル總テノ建築植付及ヒ工作物ハ
云々

第六百十條朗讀ス

第六百十條 若シ土地又ハ建物ノ所有者カ他人ニ屬スル材料ヲ以
テ建築又ハ其他ノ工作ヲ爲シタルトキハ所有者カ惡意ナルトキ
ト雖モ右工作物ヲ毀壞シテ其材料ヲ返付スルコトニ強要セラル
ルコトヲ得ス

又右ノ所有者ハ材料ノ屬スル本主ニ其收去ヲ強要スルコトヲ得
ス

然レトモ右ノ所有者ハ第四百五條ニ從ヒ之ニ記載シタル區別ヲ
以テ材料ヲ以テ材料ノ所有者ニ賠償スヘキノ言渡ヲ受ク(第五
百五十四條)

(南部委員) 右ノ下「ノ」ノ字ヲ脱シハセンカ

(栗塚報告委員) 右ノ工作物デアリマス

(村田委員) 右ノデス

(鶴田委員) 人ノ物ヲ持テ來テ自分ノ家ヘ使テ宜シイト云フノカ

(栗塚報告委員) 左様デス、惡意ヲ貴君カ普請シタ材木ヲ取テ、

家ヲ建タトキハ一體貴君ノ物デ、不正トシタノデモ宜イト云フ字

ガアルノデ論シタガ、法律カ罪人ヲ許スノカ、如何ニモ民法ニ備

様ナコトヲ書クハ善クナイ、黙テ居タラ宜イト云フ、黙テ居タラ

如何カト云フ問題デ、大審院ノ裁判デ何ウ定メルカ、惡意ナルト

キハ數ハシテ宜イト云フカ惡イト云フカ、私ハ黙テ家ヲ建タナレ

ハ惡意ノトキト雖モト云フ字カアルニモセヨ、法文デ罪人ヲ許シ

テ置クト云フ利益カアロウカト云フノデス

(村田委員) 始終ヘコウ云フ風ニナルノダカラ

(栗塚報告委員) 惡意ナルト云フ語ノ出タノハ此所バカリデ不正

デシテモ宜イト云フハ此所丈ケテアリマス

(尾崎委員) 數ハサヌト云フノカ旨意デス

(栗塚報告委員) 經濟ノ點カラ云フノデ、煉化一ツカ不正テアツ

タ爲ノニ全体ヲ毀ハスノハ不經濟ト云フノガ旨意デアリマス

(村田委員) 畢竟附添物ダカラ

(鶴田委員) 足ラヌトキハ隣リカラ、悉皆持テ來テモ宜イト云フ

カ

(尾崎委員) 併シ罰セラル、モ毀ハサヌガ旨意デ、之ハ面白イ

(栗塚報告委員) 罪惡ヲ教唆スル様ナコトヲ民法デ云フハオカシ

イテハナイカト云フ論モアツタカ、併シ多數ハ置クコトニナリマ

シタ

(鶴田委員) 吾々ハ斯ノ如キコトハ探ラヌ

(松岡委員) 此トキニ材木ヲ取ラレタ人ハ先取權カアルノカナイ

ノカ

- (栗塚報告委員) 御座イマセシ
- (松岡委員) 先取權ガナイト困リマス
- (鶴田委員) 贈シテ取タハ獲得ノ中ニ遺入テ居ルノダ
- (尾崎委員) 附添テ獲得スルノデアリマス
- (南部委員) 先取權カナイカ
- (栗塚報告委員) 決シテ御座イマセシ
- (松岡委員) 先取權カ付ケテアルガ宜シイト思フ
- (栗塚報告委員) 悪意ナルニ公然ト付ケテ置ケルヤ否ヤ御考ヘテ願ヒタイ
- (松岡委員) 悪意ナルヲ「ボアソナード」カ加ヘタノダ、之ヲ加ヘルナレハ物ニ對シテ先取權カアルト云フ箇條ガアレハ宜シイ、左モナケレハ盜賊チシタ奴ガ、ドツコイ渡サヌ、ソシテ先取權

民取八ノ三十九

- ガアルカナレハ否ヤナイト云フハ困リマス、貴君ノ地面ノ材木ヲ取テ私ガ家ヲ建テ、ソレチ貴君ガ見付ケテ遣セト云フカ賠償チ出セト云フ、其家ハ鶴田サンヘ既ニ抵當ニ入レタト云フハ困ル
- (栗塚報告委員) 一体公益ノ解釋一ツデ公益ノ爲ノニハ一私人權モ殺カナケレハナラン、然ルニ私カ鶴田サンノ材木ヲ以テ建テ、モ、法文ノ飾リタガ、併シ一人ノ權利チ害シテモ公益ノ成立ツ筋チハナイガ、抑モ公益私益ヲ保護シテダガ、理窟カラ云フト一人ノ損ニナツテモ公益ノ爲ノタカラト云フト無理テモナイカト思ヒマス
 - (清岡委員) 風俗チ害シテ公益ノ成立ツ答ハナイ
 - (南部委員) 併シ家屋チ毀ハスノハ何ウカト思フ
 - (栗塚報告委員) ソレハソウデス
 - (鶴田委員) ソレハ自然ノ法ニ任カセル

(栗嶽報告委員) 悪意ナルトキト雖モト明カニ善クノモ何ウモ如何テスカ

(清岡委員) 爾ルカ宜シイ

(南部委員) 爾ルハ格別トシテ裁判所デ論ガアツテ、柱壹本盗ミ、爲ノニ建築シタ家ヲ毀ハシ、品ヲ還セルヤ否ヤノ論ガアツタガ、ソレハ崩サセルコトハ出来マセンデシヨウ、其場合ニソレテモ家ヲ毀ハシテモト云フハ斷イ斷デス

(尾崎委員) 柱一本ノ爲ノニハ八蓋敷イコトニナツテ取戻ソウト云テモ、家ヲ毀セト云フ裁判ハ出来マセン

(南部委員) 一寸雷フト官林ノ材木ヲ以テ柱ニシテ家ヲ建タ場合ニ盜賊ノ心ハナカワツタガ、何ウモ仕方カナイ、毀ハセト云フコトハ出来ナイ

(清岡委員) 裁判官ハ其トキノ狀況ヲ見テ、宜シキニ從テ裁判ヲ

民取八ノ四十

下ストモ民法ヲ盜ンダモノデモ悪意デモト云テ、何ウモ片端カラどんどん引張り込マレテモ仕方ガナイ、ソウナツテハ大變デス

(尾崎委員) 悪意ナルトキト雖モト云フ丈ケハ苦シイ

(南部委員) 論決シナケレハナランカ、所有者カ善意ナルトキト悪意ナルトキハ如何ト云フコトヲ明カニ定メナケレハナラン、假令明文ニ掲ケストモ此所ハ定メナケレハナラン場所デ、ソウシナイト何トモ云ハスニ「悪意ナルトキト雖モ」ヲ翻ルト自然悪意ノトキト云フ様ニナル

(鶴田委員) 裁判所ニ任カセルガ宜シイ

(南部委員) 定メテ置カナケレハナラン

(松岡委員) 實際ハ瓦一枚柱一本トカ云フモノハ其場ヲ賠償モヤロウガ、悪意ノ推測ハシナイ、附添ハコウナルト云フ丈ケテス

(尾崎委員) 善意ナルトキハトアリマスカラ構ハヌ、悪意ハ餘リ

面白クナイ

(村田委員) 石一ツ盗ンテ來テ土産ニ使ヒ、爲ノニ家ヲ毀ハサナケレハナランコトハナイ

(委員長) 經濟論カラ起タノデスネ

(今村報告委員) 私モ法律ニ「悪意ノトキト雖」ト書クノハ甚タ悪イト思フカラ研究シタガ、悪意デト云フコトハ實ハナクトモ宜シイ取還スト云フコトハ何ゼ取還スカト云フニ、品物テナケレハ取還セナイ、今日刑法カソウデス、假令ハ他人ノ金ノ塊リヲ盗ンテ煙管ヲ拵ヘルト、元トノ金ハ贖物デハナイ、贖物ハ滅失シタト日本ノ刑法ニアル、原トノ金ノ塊リハ贖物ダガ、金ノ煙管トナレハモウ贖物トハ云ハレヌ、ソレハ大醫院デ定マツタソウデス、之モソレト同シテ品物が變体シテ來タカラ原トノ物ハ滅失シタト謂ハナケレハナラン、之ハ何ウ云フモノカ羅馬カラアルノデ、今日

佛蘭西モソウデス、材木ヲ取テ家ヲ作タラ、家ト名付ケラル、又材木トハ云ハヌ、煉化テ家ヲ作ツテモソウデス、家デアツテ煉化テナイカラ取戻セナイ、金ノ塊リヲ取テ煙管ヲ造テモ金ノ塊リデナクテ、煙管ナノデ、法律ガ之ヲ還セトハ云ヘヌ、如何ニモ實地ノ理窟ニ於テ出來マセヌト云フノガ重モナル原則デアルソウデ御座イマス、取還スコトガ出來マセント云フノハ羅馬ノ時分カラ物が滅失シテ居ルカラ、物ヲ還スコトハ出來マセン、然ルニ羅馬テモ昔シハ元トノ物ヲ見セロト云フ訴權ガアツタソウテ、ソシテ見セルト、ドツコイ元トノ儘デナイト云フノデ、其トキ羅馬テモ人ノ材木デ家ヲ建タ時分ニハ元トノ物ニシテ見セルト云フ訴權ヲ削タソウデ、從テ取還ス權利ガ消ヘタノデ、ソレヲ受ケ繼キ佛蘭西モソウ立テタ故、抑モコンナコトヲ法律ヲ定メルニハ及ハヌト云フ論テアリマス

(尾崎委員) 法律ガ惡意ト書クハ宜シクナイ

(今村報告委員) ソレテ法律上定ノルニハ及ハヌト云フ論デ止ノルハ至極宜シイ、此所ヘ惡意ト雖モト云フヲ出スハ惡イ、惡意善意ニ拘ハラヌ物カ滅失シタカラ取還スコトハ出來マセント云フ方ニ論シナイト法律ガ立ツマイト思フ、惡意テモト云フハ如何ナル經濟論カアツテモ經濟論許リテハ往カヌ、盜賊シテモ構ハヌト云ハナケレハナラン、滅失論ハ羅馬時分ニ出シタカ、支那ニモソウ云フ論ガアルカラ日本デモ之ヲ受續キテモ宜シイ

(南部委員) 「惡意ナルトキテ除キ」トシテ置イタラ宜シイ

(尾崎委員) ソレハ宜カロウ

(今村報告委員) 「惡意ナルトキト雖モ」ヲ刪ルハ大分關係ガ違フ

(尾崎委員) 假令ハ惡意デ、一、二本ノ柱ヲ取テ家ヲ建テモ裁判

ノトキ毀ハシテ取テ來イトハ裁判シナイ

(今村報告委員) シテモ宜シイ

(尾崎委員) ソンナ裁判ハシナイ

(南部委員) 私ノ刪ルト云フ論ハ惡意ト云フ字ハ確カ過キルカラ刪テ宜シイト云フノデス

(今村報告委員) 此所ハ不動産ニ動産ノ付タトキテアリマスガ、今少シ先ヘ行クト第六百二十四條動産ヘ動産ヲ付ケタトキノコトカアル、動産ニ因テモ宜イトアリマスガ、此所ノ惡意云々ヲ刪ルト彼所ノ動産モ刪ラナケレハナラン

(栗根報告委員) 兎モ角モ法文ニ惡意ナルトキト雖モト書クノハ何ウカト思ヒマス

(尾崎委員) 種カナラン

(南部委員) 惡意文ケハ包含スルトシテ文字文ケハ刪リマシヨウ

(栗塚報告委員) ソレカ宜シイデシヨウ

(今村報告委員) 或ル裁判官カ取毀チテト云フ言渡チスルカモ知レヌト云フノデス

(清岡委員) 贖物ト云テモ既ニ滅失シタ物ハ馬ノ例カアルト取毀ヘセト云フコトハ言ヘヌ

(今村報告委員) ソレハ言ヘヌ既ニ材木デハナイ、家テアリマスカラ

(松岡委員) 之ハ何トモ云ハス實際ニ任セル方ガ宜シイ、田舎ノ馬小屋杯ハ隣ノ林カラ新木ノ備持テ來テ建ツル、皆盜ンダ物ハ代テ還スカ、或ハ許シテ宜シイモノモアルカモ知レヌノダカラ、判決ハ裁判官ノ願ニ任カセテ宜シイ

(栗塚報告委員) ソウ云フ論モアツタノデ、煉瓦一本、柱一本ノ爲ノニ家ヲ毀ハスコトハアリマスマイ

(今村報告委員) 刑法ト附帶シテ見ルト、毀チ論ニ傾キソウデス

(松岡委員) ソウデナイ原物カアレバ性ケルカラ

(今村報告委員) 盜ンデ私ノ山ノ樹ヲ取テ柱ニシタノハ如何カ

(栗塚報告委員) ソレハ君ノ説明シタ如ク金ノ煙管ヲ拵ヘタ如キタカラ同シダロウ

(鶴田委員) 金ノ塊ヲ投シテ煙管ヲ作り、贖物トシテ煙管ヲ取ラレタコトカアリマス

(南都委員) 元トハソウテスガ、只今ハソウテナイ、大森院ノ判決例ハソウデナイ

(鶴田委員) 併シ盜ンタノデ煙管ヲ作タト云ヘハ取レマスゼ

(村田委員) ソレハ分チ居レハ取ラル、

(委員長) 一体佛蘭西伊太利ハドウカ

(今村報告委員) 悪意ノトキト睡モトハ云テハアリマセン

(栗塚報告委員) ケレトモ佛蘭西ニハ判例ニ依テモ、建タ家ヲ毀ハスハ不經濟ト云フノデス

(松岡委員) 立派ナ家ナレハ毀ハサヌデモ宜シイ

(委員長) 民法ニ見ハレテ居レハ裁判モ直ク出來ルガ、罰タラドウダカ

(南部委員) 惡意ナルヲ除キマシテモ、自然判決ヲ取毀タヌテモ宜イトアリマスカラ

(委員長) 假ノ占有權カアル様ナモノデ、建テアル間ハ占有ダ、煉瓦石ヲ積ンダコトニシテモ、何ノ煉瓦石カ分ラヌト云フハ無論往カヌガケレトモ、著シイ庭ノ石トカ云フモノハ、私ノ取ラレタ物ハ此レダト云フ如キハ刑法カラ云フト、ソレハ贖物ニ違イナイカラ戻サナケレハナラン

(尾崎委員) ソレハ取ラセテ宜シイ

(委員長) 贖物デモ、既ニ家ヲ成シタ以上ハ縱令知レテモ取レヌト云フ精神デアリマス

(南部委員) ソコハ裁判官ノ屬長ニ任セテ宜シイ

(委員長) 「ボアソナード」ハ止ヲ得ス書イタノデ、一方ハ經濟上カラ云ヒ、折角家ヲ建タモノチ一ツ抜タ爲メ大層一方ニ償ヒチスルヨリモ、一方ニ害ガアルカラ仕方ガナイカ毀ハサナクツトモ宜イト思フ、之ヲ除イテモ「ボアソナード」ノ云フ丈ケノ精神カ行ハルレハ宜シイ

(南部委員) 如何ナル場合ト雖トヤツテハ何ウカ

(委員長) 如何ナル場合ト云フモ宜シイ

(村田委員) ソウスルト矢張り惡意デモト云フニナル

(委員長) 如何ナル場合位デ宜シイ

(今村報告委員) 他人ノ動産ヲ取テ、付ケタトキニ無論不動産ニ

ナルガ、用法ニ因ル不動産ノトキハ性カヌト云フ、元來性質上不動産ニナラヌテハ性カヌト云フノデス

(村田委員) ソレハ、ソウダロウ

(委員長) 用法ニ因ル不動産デハ性カヌハ尤デス

(今村報告委員) 如何ナル場合ニト減多ニ加ヘテハ邪説ニナリハ

センカ

(南部委員) ソレハ元トノ通りデモ其疑ヒハアル

(今村報告委員) 私ハ悪意テモ宜カロウト思ヒマス

(村田委員) 正直ニ云テ置ク方カ宜シイ、左モナケレハ「善意ナ

ラサルトキ」トシテモ宜シイ

(栗塚報告委員) ソレハ性カヌ

(村田委員) 如何ナル場合テモハ、賄リ悪意ナルトキト雖モダカ

ラソレテモ宜シイ

(尾崎委員) 只悪意ナルトキト雖モ丈ケテ除イテハ如何デス

(村田委員) 先ツソレテモ宜シイ

(今村報告委員) 原トノ物ハ存シテアルカ否ヤ、存シテ居ルトハ

云ヘヌ、左スレハ還セト云フコトハ云ヘヌ、元來物カ滅失シテ居

ル論ナレハ還スコトハ出来マセン、論ハソコニ來ルデシヨウ

(尾崎委員) ドウモ原物チ還スコトハ出来マセン

(村田委員) 如何ナル場合テ宜シイ

(尾崎委員) 如何ナル場合モ云フニハ及ヘヌ

(清岡委員) 如何ナル場合ト云フハ尙ホ賄クナル、五十錢位ノ土

臺石チ取テ、爲メニ五百圓モスル家チ毀ス様ナ馬鹿ナコトハナイ

(南部委員) 佛蘭西流義ニ成立テ居レハソレハ大丈夫デアリマス

(委員長) 法律ハ起草ノトキ、大審院ノ判決例デ具ハツテ居ルニ

氣力付カヌデ、跡カラ出來ル法律デ悪意ト云フガ嫌忌ト云テ書カ

スニ置クハ何ウカ

(南部委員) ソレハ法律ノ解釋バカリデス

(委員長) 全ク箇様ナコトハ除クト云フナレハ論モ立ツガ、悪意

ト云フ字ガアルカラト云フハ性カヌデシヨウ

(南部委員) 法律ハ今日ノ様ニ開ケタカラ一体法律者ノ眼カラ見

レハソウダガ開ケナイ所モアルカラ悪意テ物ヲ取テモ、其儘デ宜

イト云テハ餘リ心持ガ宜シクナイ

(委員長) ソレハ刑法ニモ制裁カアルカラ、縱令取テモ其物ヲ是

非取遊サナケレハト云テモ取り遊スコトハ出来ヌト云フノデ、取

タ奴ハ善イカ悪イカ難ガ見テモ分ルカラ

(南部委員) 何ウモ取ラレタ材木デ眼前家ヲ建ラレテ、ソレカ取

レヌト云テハ種カナラヌ

(委員長) 木テアルトキハ仕方モナイガ、建タ家ヲ毀ハシタ日ニ

ハ其損害ハ誰カ出スカ

(尾崎委員) 何ウモ種カナラヌ

(委員長) 害カナクトモ判決例デ用ヒテ居ルカス、恰モ法律ニ書イ

タモ同ジタカラネ

(清岡委員) 判決ニ辨明ヲ付ケテヤルデシヨウ

(委員長) 悪意テモ品物ハ取毀ツコトハ出来マセントスルニハ違

ヒナイ、法律ニ書イタモ大審院ノ判決モ同シコトデス

(果敢報告委員) 結果ハ同シデ、法文ニ書カヌト云フノデアリマ

ス

(委員長) 頭隠シテ臀隠サスト云フモ同シダ

(南部委員) ソコガ面白イノデ、裁判官ニ任セテ宜シイ

(委員長) 七百年代ニ出来タ法律ト、今日ニ出来ル法律トハ何ウ

シテモ違ハナケレハナラン、判決例ノ他ニアルチ知リツ、日本ノ

法律ニハ審カズ、實際ヤルト云フノハ頭懸シテ愕然サスト同シダカラ、性カヌナレハ悉皆除イテ仕舞フガ宜シイ、打毀ハレテモ取ルト云フ主義ニスルカ、或ハ取ラヌトスルナレハ分ルケレトモ、一旦物ヲ形造ツタカラ取レヌトシナケレハナラン、双方都合良クシヨウト云テモ性カヌ

(清岡委員) ソンナモノデハナイ、裁判官ハ世界ノ活用物デ、執リ行ウ人ハ時ノ宜シキニ從ヒ、社會公益モ考ヘ、人民ノ勸善懲惡ノ道ニモ反シナイ様ニシテ、法律ノ範圍内デ運動スルコトハ必要ナコトデ、ソレヲ何ウモ法律デ決定シテハ裁判官ハナクトモ宜シイガ、ソウ堅クシテハ宜シクナイ

(委員長) 法律ハ大綱ヲ示シテ、其範圍内テ裁判官カ活用スルノデ、惡意ノ場合ヲ審カスニ置キ、惡意デ行ツ者ハ矢張り取毀ツコトカ出來ヌトスルハ、裁判官カ法律ヲ誤ツテ居ルノデ、裁判官

民取八ノ四十七

ハソウ云フコトヲ言テハ性カヌ、判決例デヤツタラソウタロウガ日本ノ法律規則ガ出來タラ裁判官ハソウ云フコトハ出來ヌノデアリマス

(清岡委員) 出來ヌコトハナイ、土臺石ヲ外シタ爲ノニ大キナ家カ倒レルト云フトキハ即チソレハ賠償サセテ、石ハ取レヌト云フ裁判カ出來マス

(委員長) 出來様ハナイ

(果敢報告委員) 但惡意ノトキト雖モト云フノデス

(委員長) ケレトモ刑法カラ來タラ何ウスルカ、刑法デ裁判官ガ惡意ガナイト云テ出來ルナレハ、惡意ト云フハ除イテモ宜シイガ之ヲ除イタカラ刑法カラ來テヤラレテ、裁判官ハソレヲ毀ハスコトハ出來ヌ

(松岡委員) 物ニ依リマスガ、反物ヲ取ラレテ其反物が現存スレ

バ宜シイガ、ソレヲ切テ鬮着ヲ拵ヘルトカ羽織ニスルトカシテモ
現存ダカラ取ルトハ云ヘヌ、材木ヲ取テ來テ柱ナリ何ナリニ使ツ
タナラ現存トハ見ナイト云テ、賠償ヲ取ラセルカラ悪意云々ハ聞
ハヌ方ガ宜シイ、物ニ當リテ現存ト看做スモノト、現存ノ部類ニ
外レタモノト見分ケガ付クカラ、却テ此ノ通りデハ庭ノ石ヘ、切
ト並ヘテアツテモ手ハ付ケラレナイトナリマス

(委員長) 實ハ今村ガ云フ如ク、判決例カ出來タラソウダロウガ
刑法上カラ論スルト如何ナル所ニ使テモ、此物ハ御前ノ所ノ取
タニ相違ナイト本人ガ言ヒ、取ラレタ者ハ又私ノ物ニ相違ナイト
言ヘハ、裁判官ヘ之ヲ取テヤラナケレハナラン、家ニナツテ居ル
カラ取レヌトハ聞ヘヌ、被害者ガ是非取テト言ヘハ裁判官ヘ取ラ
セナケレハナラン

(清岡委員) ケレトモ今日ハ取テ居ラン

(委員長) 今日ヤツテ居ルカハ知ランガ、私ハ聞カヌ、被害者ガ
ソウ言テ裁判官ガ、ソレハナラヌトハ言ヘマイト思フ

(松岡委員) 現存シテ居ラヌト看做ス現存ノ部類ヲ外レタト聞ヘ
ルノデアリマス、庭ノ景色ヲ成ストモ只並ヘタ石デハ判決例ト雖
モ違スデシヨウ、之ヲ審カズニ置ケハ被失ト看做ストカ、現存デ
宜シイトカ、性質上適當ノ裁判ガ出來ル

(村田委員) ソレハ私ハ性カヌト思ヒマス

(鶴田委員) 家ノ内ニ建タ柱マデ毀ハサセテヤルト云フ裁判ガア
ル譯ハナイ

(村田委員) 犯人ノ取タモノデアルト分テ居レハ、被害者カラ言
ハヌテモ、取テヤル現狀デアリマス

(松岡委員) 物權トナレハソウダロウ、何所マデモ物上デ追ヒ照
テ行クノダカラ、併シ何モ備モト、一概ニハ性カヌカラ、現存シ

テ居レハ返還スルハ原則タケレトモ、果シテ現存ト看做サルルカ
 變形シタモノヲ扱置イテ、ソウ云ウ裁判チヤラレテ溜ルモノカ
 (今村報告委員) モウ一ツ申シマスルガ佛蘭西ノ法律ニ備様ナコ
 トガアルガ、期滿効ハ動産ニ付テ持テ居ル、即チ所有名義デア
 ト一種ノ原則ガアリマス、日本ニモ「ボアソナード」ガ動産ニ付
 テ書イテアル、佛蘭西ノ法學者曰ク實ハ惡意ノトキデナケレハ役
 ニ立タヌ、善意ノトキナレハ即チ所有權ニナルカラ一向取還スト
 云テ來テモ、コンナ法律ニハ及ハヌ、惡意ノトキ取還スコトガ出
 來ル、實ハ此法ハ惡意ノ方ヨリ用ヒ方カナイ様ニナル
 (南部委員) ソウスレハ尙ホ要ラヌ
 (鶴田委員) 此所ハモウ不動産ダカ、動産トシナケレハナラン
 (今村報告委員) 米ヲ盜ンテ酒ヲ造タトキハ雙体デ、米デハナイ、
 即チ酒ダカラ取還セナイ

- (村田委員) 矢張り取還スノデス
- (松岡委員) ソンナコトハアリマセン
- (村田委員) 盜ンタ米デ酒ヲ造ツタラ還サナケレハナラン
- (南部委員) ソレハ決シテソウデナイ
- (今村報告委員) 酒ヲ押ヘテ賠償ニ充テルト云フノダカラ宜シイ
- (村田委員) 取テ來タ物ヲ持エルト、ソレハ贖物デス
- (鶴田委員) ソレデハ猫ヲ盜ンテ來テ、三味線ヲ作タラ其三味線
 ハ贖物カ
- (村田委員) 例ヘハ私ノ名前カ彫リ付ケテアル品物ヲ盜マレタト
 キハ何ウカ
- (栗塚報告委員) ソウ云フコトヲ論スルノデハナイ、家トナツテ
 ハ材木デナイト云フノデス
- (委員長) 全クナイナレバ判決例ニ依ルト云フガ、之ヲ書クト惡

意ノ場合ハ別トナルカラ、全体人ノ物ヲ盗ンテ改名シタトキハ手ガ付ケラレナイ、善意ノイニナツテトコウ云フコトニナロウ

(清岡委員) ソウハナリマスマイ

(鶴田委員) 十中ノ八九ハ悪意トハ見ラレナイガ、悪クツテモト云フノダ

(委員長) 悪意ト書カヌテモ、悪意ト見ヘルノダ、雖モガナイデモ人ノ物ヲ取テヤツタニ相違ハナイ

(松岡委員) 頭マテオカシナ奴デス

(委員長) 悪意ト書イタナレハ人ノ物ヲ取テ使テ宜イト見ヘル、之ヲ除イタラソウ見ヘスト云フコトデハナイ、矢張りアツテモ無クテモ人ノ物ヲ取テ使フト見ヘルカラ悪イナレハ全ク取テ除ケレハ形ヲ變ヘタ以上ハ宜イ、論理上カラ行クト云フナレハ宜イ、悪意ト云フ字ガアル爲ノニ悪クナリ、之ヲ除イタカラ大層良クナル

ト云フコトハナイ

(栗塚報告委員) 消ヘタ物ハ取還スコトハ出来マセヌノガ原則デアリマス、左スレハ此所テ他人ノ物ヲ取テ其モノハ消ヘタカラト明カニ云テ居ル、此理窟カラ云フト取戻サル、懸念ハアリマセン
(委員長) ソレナレハ悪意ト書イテモ格別ハナイ、贓品ト書イテモ形ヲ變ヘレハ贓品テナイト云ヘハ、アツテモ、ナクトモ格別ハナイ、之ヲ罰ツタカラト云テモ立派ニハナラン

(栗塚報告委員) 同シ結果ナレハ法律ヲ悪意ナリト書カヌガ宜シイ

(委員長) 何セ悪イカ

(栗塚報告委員) 不正ヲ獎勵スル様ニナリマス

(委員長) 之ヲ除イタラ人ノ物ヲ取ラヌ様ニナルカ

(栗塚報告委員) ソンナコトハ問ハヌノテ、善意ナルカモ知レヌ

人ノ物ト知ラスニ取タカモ知レヌ

(委員長) 間違ヒニモセヨ、正敷イ話テハナイ人ニ屬スル物ヲ取テ工作シタモノハ所有者カラ取還スコトカ出來ヌト云タラ、人ノ物ヲ取タラ悪意ト書カヌテモ、ソウ見ヘル、只悪意ト云フ字ガ悪イカラ刪ルト云フ主意ニ過キナイ

(栗塚報告委員) 左様テス

(委員長) 「ボアソナード」ハ能ク氣ガ付イタノテ、悪意テモ出來タト尙ホ註チ入レタノテス

(南部委員) ソレナレハ本文ハ除キマシテ、註ニ讀ツタラ宜シイテシヨウ

(鶴田委員) 吾々ハ全ク刪テ宜イト思ヒマス

(村田委員) 全ク刪ルナレハ宜シイ

(委員長) ソレナレハ宜シイ、人ノ物ヲ以テ自分ヲ利シテモ取還ス

コトハ出來ヌト云フナレハ悪意トアツテモ宜シイ

(松岡委員) 餘リ御惜ミニナル程結構ナモノデアアリマスマイ

(委員長) 經濟上カラ云フナレハ悪意ト書イテモ形ヲ變ヘタ以上ハ一方カラ取還セナイト云フ、所有權ニ及ハヌ論ナレハ宜シイ、ソレカ往カヌナレハ人ノ物ヲ以テ自分ヲ利スルコトハ到底出來マセン

(清岡委員) 決テ御採リ下サイ

(委員長) 多數ニ從ヒマシヨウ、……デハ「悪意ナルトキト購トモ」ハ除リマシヨウ

(松岡委員) 所有者カ、カラ刪テ宜シイノデス

(委員長) 宜クハ先ヘ行キマシヨウ

本條ハ第一項「所有者カ悪意ナルトキト購トモ」ノ十二字ヲ刪リ他ハ原案ニ決ス

第六百十一條朗讀ス

第六百十一條 他人ニ屬スル樹木、小樹木又ハ植物ノ植付ニ關シテハ其植付ヲ爲シタル土地ノ所有者又ハ占有者ハ其年内ニ於テ植付物ヲ拔取り且之ヲ返還スルコトニ強要セラル、コトヲ得但損害アルトキハ之ヲ賠償スルコトヲ要ス

若シ右ノ樹木又ハ小樹木ノ所有者力之ヲ引取ラサルコトヲ欲シ又ハ植付ノ時ヨリ一ケ年ヲ經過シタルトキハ其所有者ハ金圓ヲ以テ賠償セラル

(修正) 第一項「小樹木」ノ三字ヲ刪リ「其年内」ヲ「一年内」ト改ム

同條第二項「若シ」以下「欲シ」マデヲ左ノ如ク修正ス

「若シ右ノ樹木ノ所有者力之ヲ取戻スコトヲ欲セス」

(栗塚報告委員) 修正ハ「他人ニ屬スル樹木又ハ云々」トシ其年

民取八ノ五十二

内トアルハ一年内トシマシタ、ソレカラ第二項ハ「若シ右ノ樹木又ハ植物トシテ「小樹木」ヲ刪リ「取戻スコトヲ欲セス」トヤリマシタ

(村田委員) 一ケ年ト「ケ」ノ字カ入りマスカ

(南部委員) 「ケ」ノ字ヲ入レルカ宜シイ

(栗塚報告委員) 「一ケ年内ニ」トヤリマシヨウ

(鶴田委員) 人ノ土地ニ樹ヲ植ヘタノカ

(栗塚報告委員) 貴君カ植ヘタノテス

(松岡委員) 已レノ支配地ニ樹ヲ植ヘタラ、一年内ナレハ持主カラ言テ係ルノダ

(栗塚報告委員) 私ノ地面ヘ松岡サンカ樹ヲ植ヘタラ一ケ年内ハ返セト云ヘル、佛蘭西デハ「根カ付イタラバ」トアルノデスガ、ソレテハ分ラヌカラ一年ト定メタノデス

(松岡委員) 損害アルトキハ賠償ト云フハ蓋ンテ來テ植ヘタモノ
ハ取ラレ主ヘスルノデスカ

(栗塚報告委員) 否、取テ行ク人ガデス、貴君ガ私ノ樹ヲ取テ植
ヘタ、其トキニ樹ヲ是非戻セト、云タ栗塚カ損害ヲ償ヘナケレハ
ナランコトガアルト云フノデス

(清岡委員) ソウデハナイ、所有者ニ取タ爲メニ損害ガアルナレ
ハ樹ヲ還ヘシタ上償ヘト云フノダ

(栗塚報告委員) ソウ云フノデハナイ

(松岡委員) 樹ヲ持テ行カレテハ實ガ成ラヌカラ償ヲ與レト云フ
様ニモ註ヲ讀ムト見ヘル、ソウスルト却テ松岡ガスル爲メニ損害
デモ立タナケレハ樹ヲ盜マレタ人ガ償ヘナケレハナラント云フ様
ニ見ヘル

(村田委員) 樹ヲ持テ行ツタ者ガ償ヘナケレハナラン、其間向ウ

デ培養スルカモ知レヌカラ

(栗塚報告委員) 土地ノ所有者ニ償ヘナケレハナランノデス

(松岡委員) 併シナカラ讀ムトソウナルカ、ソウデハナイノデス

(栗塚報告委員) 村田サンノ云フノハ樹ノ所有者ガデシヨウ

(村田委員) ソウデス

(松岡委員) 栗塚サンニ屬スル樹木ヲ松岡ガ植ヘタノデ、栗塚ガ
一年內ニ松岡ニ返セト云フコトガ出來ル

(村田委員) 其代リ栗塚ガ松岡ニ償ヘナケレハナラン

(松岡委員) 註ニモソウ見ヘル

(尾崎委員) ソレハ村田サンノ云フ通りデアリマス

(南部委員) 地面ニ損害ヲ蒙ラシノタカラ償ヘナケレハナラン

(松岡委員) 栗塚カラ密柑ノ樹ヲ僕ガ取テ植ヘタノデ、樹ハ取レ
ルガ、貴様蜜柑ノ代ヲモ拂ヘト云フノダ

(村田委員) 二項ハソウチナイ

(松岡委員) 但ト云フノデ又オカシイ、但ハ樹ハ取テモ向ウヘハ拂ハナケレハナラント聞ヘル

(栗塚報告委員) 仰シヤル通りデアリマスカラ、購獲チ見マシヨウ

(松岡委員) 意味ハ植木チ取戻スノミナラス賠償モ行ケルト云フノデスガ、強要セラル、チ得ルトシテハ如何カ

(清岡委員) 返付スル如キ強要セラレ杯ト云テアルカラ間違チ生スルノデス

(村田委員) 元トノハ一項ニ但此外植物ニ損害アルトキハ賠償スベシトアリマス

(松岡委員) 一項ハ所有者占有者ハ植付物チ抜取ルト云フコトニ強要セラレ、又返還シロト云フコトニ強要セラレ、且ダ

(鶴田委員) 損害アルトキハ之チ賠償スベシトヤルカ

(松岡委員) 但チ「尙ホ」トヤツテ見マシヨウ

(尾崎委員) 尙ホ損害アルトキハ賠償スベシト云フカ

(南部委員) 強要セラレテハ何ウデス

(松岡委員) 「セラレ」ノ方ダト宜シイ「ル、コトチ得」テハ六ケ数イ

(鶴田委員) 「セラレ」ニシヨウ

(委員長) 得ルカ何所カニナイト具合力悪イ

(松岡委員) 「セラレ尙ホ損害アルトキハ」カ宜カロウ

(清岡委員) 「セラレ」ト云フト「コト」トシタイ

(委員長) 「強要セラル、ト」ヤリマスカ

(栗塚報告委員) 「セラル、」カ宜ウ御座イマシヨウ

(尾崎委員) 「尙ホ」ハ其上ト云フノダカラ

(栗塚報告委員) 其上ニモ賠償セラル、ト要スト讀ミハセンカ

(鶴田委員) 「セラル、コトヲ要ス」トハ讀ノナイ、向ウカラ云

フコトダカラ

(栗塚報告委員) 損害アルトキハ之ヲ賠償スルト云フノデス

(委員長) 植木ノ所有者カラ占有者ニ返還ヲ強要シ、尙ホ損害ア

ツタトキハ植木所有者カラ賠償スルコトヲ強要スルト云フカ

(南部委員) 上ハ強要セラル、ト受身ニナツテ、此度ハスルダカ

ラ何ウデスカ

(鶴田委員) 備キ方ト受付ト一所ニナル譯ハナイ

(委員長) 「賠償ス」トヤツテ仕舞ツテハ何ウカ

(鶴田委員) 「賠償スベシ」カ

(尾崎委員) 「スベシ」ナレハ宜シイ、二項ハ何ウカ

(清岡委員) セラルハ何ウカシテ貰ヒタイ、賠償ヲ受クトシテハ

如何カ

(尾崎委員) 賠償ヲ受クダ

(村田委員) ソウデス

(委員長) 金圓ヲ以テ賠償ヲ受クトヤリタイ

(鶴田委員) 之ハ一体何ウ云フ場合カ、植木屋カ人ノ家へ木ヲ持

テ植ヘテ苗木テモ生ヘタラ賠償セヨト云フト困ル

(栗塚報告委員) 人ノ樹ヲ貴君ノ庭へ植ヘタトキハデアリマス

(委員長) 宜ケレハ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ第一項「強要セラル、コトヲ得但云々」トアルチ「強要セ

ラル尙損害アルトキハ之ヲ賠償スヘシ」トシ第二項末文「賠償セ

ラル」トアルチ「賠償ヲ受ク」トシ其他ハ報告委員ノ修正ニ決ス

尙ホ六百十三條ヲ讀スルニ方リ過テ本條第二項ニ「又ハ植物」チ

挿入ス

第六百十二條朗讀ス

第六百十二條 取毀タル、爲メ建築物ヲ賣渡シ若クハ譲與シ又ハ
 抜取ラレ若クハ採伐セラル、爲メ樹木ヲ賣渡シ若クハ譲與シタ
 ル所有者又ハ占有者ハ工作物又ハ植付物ヲ保存スル爲メ買主若
 クハ受贈者ニ賠償シテ常ニ其取毀チ又ハ採伐チ停ムルコトヲ得
 (果報報告委員) 本條ハ「收去セラル、爲メ建築物又ハ樹木ヲ賣
 渡シ若クハ譲與シタル所有者又ハ云々」ト直リマス
 (委員長) 人ニ賣タ物ヲ賠償シテ止メテ與レト云フノカ
 (果報報告委員) 左様デス、之ハ餘程不思議デアリマス、貴君ノ
 家ヲ毀ハス爲メニ云タノデス
 (松岡委員) 收去スル爲メダ
 (果報報告委員) 左様テス、私ガ貴君ノ家ヲ毀ハス爲メニ賣タガ
 後チニ考ヘテ忌嫌ニナツタトキハ賠償シテ毀ハスコトヲ止メテ下

サイト云フコトガ云ヘルト云フノデ、樹木モ置クト云フ然ラハ買
 戻スト同シテハナイカ、一旦賣タ物ヲ止メルカラ買戻シ契約デハ
 ナイカト非難シタラ、短クシテ説キ明シテ曰ク一旦家丈ケヲ賣リ
 其賣タニ付テ人ノ物ニナツタ、即チ貴君ノ物ニナツタガ、ソレハ
 動産ニナツタ、其物が取毀ツ爲メニ家ハ動産デ其動産ニナツテモ
 私ノ地面カアルカラ、地面ヲ持テ居ル人ハ動産ニナツタモノデモ
 附添ノ理窟デ、不動産ニナルト云フノデアリマス

(松岡委員) 附添ト云フハ據ナク經濟論ヲ付ケタノデ、些トモ附
 添デハナイ、ケレトモ經濟上デ毀ハシテハナラヌト書イタカラデ、
 佛蘭西伊太利ハ知ラヌガ、己レハ學者デ、此所ガト云フノデ入レ
 タノデアリマスゼ

(委員長) 收去スルハ誰カナレハ所有者カ、占有者ガダ
 (果報報告委員) 收去スル爲メニ賣タノデ、買主ハ收去スル爲メ

ニヤツタノデス

(尾崎委員) 毀シ家ニシテ賣タノダナ

(栗塚報告委員) 賣タガ取戻シテ存シ様ト云フノデス

(松岡委員) 私カ杉山ヲ持テ居ル、材木山ノ立樹ヲ賣タ、所ガ杉ハモウ止メル、私ハ止メルカラ價ヲ上ケルト云ヘルト云フノテハナイ、契約ナレハ契約ヲ廢棄スル全權ガ元トノ所有者ニアルト云フニ陷ルノダ

(栗塚報告委員) 左様デス

(尾崎委員) ケレトモ所有權カ移ツタノダカラ、ソシテコトカ出來ルカネ

(栗塚報告委員) 經濟主義デス、併シ此方カラ云テヤツタノデ、破レ家デハ却テ奇麗ニナリヘセンカト云タラ、ソウ云フ場合ハ見ナイト云フノデス

(松岡委員) 價フトキハ澤山取ルダロウ、餘リヤリ過キルネ、經濟學者モ此處マデニヤルハ酷イ

(委員長) 何ウモ自分デ不必要ダカラ毀ハソウト思タカラ賣ルト云フノカ、人ニ家ヲ賣テ逃ケ様ト云フ爲メニ賣タノカ

(栗塚報告委員) 註ニハ一旦私ガ松岡サンニ賣テ、之ヲ止メタナレハ自分デ持テ居ナケレハナラン、ソレヲ又他ノ人ニ毀ハシ賣リニシテハナラント斷ツテアリマス、家杯ハ毀ハサヌガ宜シイト云フ單一ノ旨意テアリマス

(南部委員) 之ハ必要ガナイカラ割ツテ宜シイ

(尾崎委員) オカシイ

(清岡委員) 何セ附添デスカ

(栗塚報告委員) 私ノ梅林ヲ引抜イテ賣タ爲メニ動産ニナツテ仕舞ツタ、併シ動産デモ自分ノ土地ニ付テ居ルカラ附添ト云フノデ

ス

(南部委員) 種カデナイ

(村田委員) 併シ之ハ面白イ

(栗塚報告委員) 寺高杯ハ刪ラナケレハナラント云タガ鬼モ角モ
議場へ持出シテノ上デ、何ウテモ宜イト云フノデアリマシタ

(松岡委員) 眞ノ附添ト云フモノニ通ハナイ、且餘リ契約ノ自由
ヲ害シ、深入リ過キル

(栗塚報告委員) 起案者自身モ經濟主義ト云テ居ル、合意ハ契約
者雙方間ノ法律ナリト云フ原則ニモ背クケレトモ、前ニ謂タカラ
勢イ人ノ物ヲ以テ建テサヘ宜イノタカラ、其權術デアリマス

(清岡委員) 註ニ千百九條ト云フノハ何デスカ

(栗塚報告委員) 千百九條ハ即チ六百九條ノコトデアリマス

(委員長) ソレテハ多數タカラ刪リマス

民取八ノ五十八

(鶴田委員) 盜賊主義ヲ好マサル旨意ヲ以テ之ヲ刪ル

(委員長) ソレテハ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ刪除ニ決ス

第六百十三條朗讀ス

第六百十三條 他人ノ土地又ハ建物ノ善意ノ占有者ニシテ右ノ土
地又ハ建物ニ於テ自己ノ材料、樹木又ハ小樹木ヲ以テ建築工作
又ハ植付ヲ爲シタル者ハ眞ノ所有者ヨリ不動産ノ回收ヲ請求セ
ラル、ニ當リ右ノ建築、工作又ハ植付ヲ取拂フノ責ニ任セス眞
ノ所有者ハ其選擇ヲ以テ占有者ニ或ハ材料及ヒ手間ノ代價或ハ
不動産ニ付キ生シタル増價ヲ辨濟ス

若シ建築者カ悪意ノ占有者タリシトキハ所有者ハ工作物及ヒ植
付物ヲ除去シテ場所ヲ舊狀ニ復スルコトヲ之ニ強要シ且損害ア
ルトキハ之ヲ賠償セシムルコトヲ得又所有者ハ上ニ記載シタル

如ク占有者ニ賠償シテ右ノ工作物及ヒ植付物ヲ保存スルコトヲ
得一第五百五十五條一

(修正)第一項「樹木又ハ小樹木」ヲ「又ハ樹木」ト改メ「植
付ヲ取拂フ」ヲ「植付物ヲ取拂フ」ト改ム

(松岡委員) 此所ニ至テ經濟學ヲ止メタ

(栗塚報告委員) 此所ハ材料又ハ樹木トシテ、小樹木ハ削リマシ
タ、ソレカラ「物」ト云フ一字ヲ挿入シマシタ

(松岡委員) 善意ノ占有者ト云フカラ自カラ占有者ト思テ居タノ
テス

(栗塚報告委員) 左様テス

(松岡委員) 經濟ノ點カラ云フト、二項ハ合ヒマセン

(南都委員) 併シ附添ノ方カラ云フト理カアルノテス

(松岡委員) 先ツ自由ガキク様ニシテアルカラ大キニ宜シイ

(栗塚報告委員) 悪意ノトキハ是非持テ行ケト云フコトモ言ヘル

(鶴田委員) 此撰擇ト云フモノハ眞ノ占有者所有權ノアルノデア
ルガ爲メニ、是迄普請シテ呉レタカラ能クナツタ損害ヲ拂フテヤ
ル方ハソウタロウ

(栗塚報告委員) 眞ノ所有者カ擇ンデデス

(鶴田委員) 眞ノ所有者カ擇ムヨリハ却テ良クシタ者ガ今日價ガ
増シテ居ル所ヲ拂テ呉レト言フテ宜サソウナモノデス

(松岡委員) ソコハ自由ニサセテアルガ、眞ノ所有者タカラ拂ハ
ヌテモ宜シイ、占有者ト云フモノハ眞ノ所有者デハナイ

(鶴田委員) 良クシテヤツタノダカラ、此奴ハ隱徳ノアル奴デス

(尾崎委員) 此條ハ宜シイ

(鶴田委員) 宜シイトシテ先ヘヤリマシヨウ

(委員長) 建築者ガ植物ヲ除去シテ宜シイカ

(栗塚報告委員) 家ヲ建タ人デス、他人ノ土地ヘ建テタ人ハ植ヘ付シタ人デアリマス

(委員長) ソレカ建築者ト云フカ

(栗塚報告委員) 先ツ其願テ申シタノテス

(委員長) 建築者ガ植付ルトハ云ヘマイ

(栗塚報告委員) 云ヘマセンガ、此條テハ即チ植付シタモノデス

(委員長) 佛蘭西語デハ導入ルカ

(栗塚報告委員) 導入リマセヌカ、此所テハ導入ノデ、建築者ト云ヘハ植付者ト云ヘヌテモ導入ルノデアリマス

(南部委員) 略シタノデス

(栗塚報告委員) 若占有者ガ悪意ナルトキハテス

(鶴田委員) ソレテ宜シイ

(松岡委員) ソレテ宜シイ

(村田委員) ソレテ宜シイ

(栗塚報告委員) 「若シ建築植付チ爲シタル者ガ悪意ノ占有者ナリシトキハ」デアリマス

(鶴田委員) 「占有者悪意ナリシトキハ」デス

(南部委員) 建築又ハ植付チ爲シタル者悪意ノ占有者タリシトキハ「トシテハ如何カ

(委員長) ソウスレハ宜シイ

(尾崎委員) ソウ致シマシヨウ

(松岡委員) ドウデシヨウ、池チ堀テ石チ持テ來タニ建築ト云マシヨウ

(栗塚報告委員) 建築ノ内デス

(松岡委員) ソンナコトハアリマスマイ

(栗塚報告委員) 決シテ悪クハアリマスマイカラ御置キナスツテ

ハ如何デス

(委員長) 佛蘭西文ハ始終斯ノ如ク書クノハ前ニ建築者ト云テアルカラテシヨウ

(稟報報告委員) 六百十一條ニモアリマスガ、他人ニ屬ス樹木植物トヤツテ次ノ項ニ若シ樹木云々トアツテ植物ト云フ字ハ除イテアルガ、含ンテ居ルコトニ書イテアリマス

(南部委員) アレハ入レルカ宜シイ

(委員長) 運入ル方ガ宜シイ註ニアツテ本文ニナイト困ルカラ

(稟報報告委員) ソレハ略シテ含ンテ居ルコトニナツテ居ル

(委員長) 始終文例ナレハ宜シイガ、時アツテダハ往カヌ

(稟報報告委員) ソレハ起案者ガ區々ダ、悉ロシク筆細カニアルコトモアレバ、又ハナイコトモアルノデ、六百十三條ノ如キハ善意ノ所有者ニシテ云々モ、實ハ差支ル、樹木ノ上ノ物モ運入□ア

ルタロウ

(委員長) 本ヲ讀ムニハ宜シイガ之ヲ以テ人ニ違奉サセルニハ往カヌテアリマス、六百十一條ハ樹木「又ハ植物」ト入レテ置キマシヨウ

本條ハ第二項「若シ建築又ハ植付ヲ爲シタル者力惡意ノ占有者タリシトキハ云々」トシ他ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第六百十四條朗讀ス

第六百十四條 寄洲即チ舟又ハ筏ノ通スヘキト否トチ間ハス水流ノ漸積地ヨリ生スル増加ハ沿岸所有者ニ屬ス

若シ漸積地カ水流ニ並行シ又ハ殆ト之ニ並行シテ數箇ノ沿岸地ニ生シタルトキハ所有者ノ各自ハ内部ニ於ケル所有地ノ廣狭カ如何ニ拘ハラズ水流ニ聯接シタル其土地ノ總テノ部分ニ付キ右ノ漸積地ヲ利ス

若シ之ニ反シテ漸積地カ水流ト角度ヲ成シ所有者ノ各自ニ沿岸者ノ分限ヲ保タシメテ之ニ販スヘキ部分ヲ定ムルコト難キトキハ其各所有者ハ派分スルコトヲ得スト認メラレタル漸積地ノ部分ニ付キ水流ノ舊狀ニテ其水流ニ接スル所有地ノ廣狹ノ割合ニ應シ不分共有者タリ

如何ナル場合ニ於テモ沿岸者ハ行政廳ノ許可ナクシテ前來存スル挽船路又ハ河岸徑ノ位置ヲ改様シ又中間ノ漸積地ニ於テ船ノ牽挽又ハ通航ノ使用ヲ妨クルコト有ルヘキ建築又ハ植付ヲ爲スコトヲ得ス(第五百五十六條)

(修正)第三項「廣狹」ヲ「部分」ト改ム

(委員長) 一項ハ宜シイテシヨウ

(松岡委員) 奥行ニ拘ハラス土地幅ニ順シテト云フコトテスネ

(清岡委員) 舟筏ノ通スル漸積地ト云フコトハナイ

(栗塚報告委員) 寄洲ト云フ二字テ即チ以下長イコトヲ云フノハ氣ニ入ラヌノテ、寄洲ノ講釋ヲ付ケルト水流漸積地カラ生シタ増加ソヨト云フノテアリマス

(尾崎委員) 寄洲即チ増加ダ

(委員長) 二項モ宜シイテシヨウ

(松岡委員) 大井川ノ如キハ何フカ

(委員長) 漸積地ハアツテモ負擔シナイ者ハイカヌ

(松岡委員) 沿岸並ミノ地面カ出來テ水カ出テ行クト際ニテアル(委員長) 日本國中テ關東ノ川ハ大阪ノ川ノ制度ト違ハヌカ越後ノ千隈川吉野川杯ハ違ヒマス又大阪近傍ノ川モ違フ四國ノ川モ違

フカラ川制ハ漸ク近來分ツタケレトモ一概ニハ云ヘヌカ使用スル丈ハ所有者カ出來ル使用權ハ必ス持テ來ル何所テモ持テ居ルカ所有權ニナルト分ラヌ大井川天龍川ハ強ク破毀スルト川床ヲ聯合町

村テ持テ居ルカラネ其負擔カアルサニ寄洲カ出來テ自分ノ前へ出
來テモ協議ノ上テナケレハ取レヌノテス利根川杯ハ矢張り沿岸者
ノ所有ニナルケレトモ近頃川浚改修チ内務省テシテカラソウハサ
セナイ一方カ自分ノ物ト云フト一方ノ害ニナルカラ害ニナラヌ所
テナケレハサセマセン

(尾崎委員) 川床ハ何レ迄川床カ分ラヌノテ寄洲カ出來テ山カ出
來テモ取拂フト直チニ海岸チ傷ノルカラ一概ニハ取レヌ

(南部委員) 之ハ行政法テ定メル

(委員長) 尾張ノ海老川木曾川杯ハ堤防チ高クスルコトハ出來マ
セン之ハ行政法テ制限スルト分リサヘスレハ宜シイ

(栗塚報告委員) 川ノ曲ツタ所チ見ルト無クナツテ仕舞フコトカ
アルカラソレチ避ケル爲メニ協議チシテ置クト云フノテ平ニ出來
ヌトキハ見ナイノテ切取りカ出來ルト云フノテス

(尾崎委員) 御尤モテス

(栗塚報告委員) 第三項ノ漸積地ノ部分ニ付キ水流ノ舊狀ニテ其
水流ニ接スル所有地ノ「廣狹」トアルチ「部分」ト改ノマシタ之
ハ實際ハ六ヶ敷イコトテ水流ノ舊狀ニテ其水流ニ接スル所有地ノ
部分ノ割合ニ應シ不可分共有者タリ舊ノ流チ見テ漸積地チ利用ス
ル算盤チ立テナケレハナラン併シ理窟ハ至當チアリマス

(松岡委員) 行政官チ特別ニ支配スルコトハナイカ

(委員長) 新潟ノ信濃川ニコソナコトカアル近來ハ餘程宜クナツ
タ塩梅チ是迄ハ洲へ毎年賣チ植ヘルノテスカ今年植ヘルト來年賣
ヘルカラ賣ノ外ハ植ヘナイソレハ村ノ共有ニスルノテス

(栗塚報告委員) 此所ハソソナコトヨリハ外ニアリマセン

(松岡委員) 私ハ日本ニハ豫テ寄洲ノコトカアツタト思フカ是レ
ハカリニシテ居たら差支カ起リハセンカト思ヒマス

(委員長) 行政法ヲ制限シタイ此限ニアラストアリサヘスレハ宜シイ皆之ハ舊慣カアツテ動カスコトハ出來マセン是レハカリ法律カ動カシタラ大變テアリマス

(鶴田委員) 所有者ニ屬スタ

(松岡委員) 即チ所有ニナルノ多併シ必ラス沿岸ノ者ハ所有ニ屬ストスルト行政官ハ與ヘヌト云ヘヌ様ニナル

(南部委員) 五十三條ノ所有權ハ何ウカナレハ法律又ハ制限ニ從フト元ト云テアルカラ

(委員長) 川渡ヒノコト杯ハ地方廳ニアル

(松岡委員) アレハ小サイ川テ舟筏ノ通スル川テハアリマセン

(尾崎委員) 行政法ヲ規定スル特別法ニ依ラナケレハナラント云テ構ハナイ

(栗塚報告委員) 行政法ヲ權利ヲ定メルト云フコトハ出來マセン

民取八ノ六十四

(清岡委員) 寄洲テナイニシテモ川邊ノ地面ニシテモ義務カアル

(委員長) 第七百四十五條ニハ小サイ川ニ大變丁寧ニ云テ獲得ニ來テ氣ヲ付ケナイハトウ云フモノカアレ程ニ氣ヲ付ケテ居レハ宜シイ

(栗塚報告委員) 彼所ハ地役ノ所テスカラ

(南部委員) 川床ハ所有者ニ屬シタ物テモ行政廳カ支配スルト云フ此所ハ大キイ方テス

(委員長) 大キナ方タカラ小サイ方ハ況ンヤト云ハナケレハナラ

ン

(栗塚報告委員) 彼所ハ地役ヲ義務ノ方テスカ此所ハ權利ヲ得ル方テアリマスカラ沿岸者ハ取ルコトカ出來ル何ウ云フ風ニ區域ヲ付ケルカト云フニ斯ウ云フ風ニスルト云フノタカラ專柄カ違フカラ云ハヌノテアリマス

(委員長) 取ルコトカ出來レハ守ルコトモ出來ルカラ大キナ川テ沿岸地へ所有權カ移ツタラ大キナ川ニ對スルコトハ包含シナケレハナラン

(栗塚報告委員) ソレハ行政法テシナケレハナラン

(委員長) 行政法ト共ニ所有權ヲ得ナケレハナラン行政法ノ保護ハ勝手ニ所有權カ得ラル、ト所有權ハ保護スル所カ全ク離レルカラ行政法ノ制限スルハ此限ニアラストナイト行政法ニ立入レナイ(南部委員) 第五百三十四條ニ「物料ノ採掘道路ノ割線樹木ノ伐採水及ヒ其他ノ物ノ占取ニ付一般又ハ一地方ノ公益ノ爲メ設ケタル地役ハ行政法ヲ以テ之ヲ規定ス」トアリソレカラ第七百四十九條ニ「一一般又ハ地方ノ公有ノ部分ヲ爲ス水ノ使用及ヒ取締ハ行政法ニ從ヒ高等官廳又ハ府縣廳之ヲ定ム」トアリ所有權ノコトハ云テ居リマセンカ取締リノコトハ云テアリマス

(委員長) 取締ハ出來ル所有權ハ之ヲ移ルト云フノテスカ

(栗塚報告委員) 左様テス所有權ハ移ツテモ川ノ振合力違フコトハ行政法テサセヌタロウト思ヒマス

(委員長) 鑑定カ付カヌカラ移ルノタカ川ノ負擔ノ場合ニ於テ一人一個ノ所有タカラ時宜ニ依テハ其幅丈ケノ物ハ取ラナケレハナラントシテハ全体一方カ損シ一方カ増スト云フ如キハ川ノ現状ハ毎年變ルカラ損得モ勝手ニ出來マセント信濃川見タ様ナコトカアルソウ云フノハ民法ヲ定メテ寄洲カ出來テ所有スルト缺ケタ奴ハ損ニナリ行政法ノ古來慣習ノアル法トハ違フ故此法律ノ適用カ善イカ古來慣習ノ適用カ善イカ其ウ云フ場合ニ小サイ川ハ左程テモナイガ大キナ川ニナルト一方カ缺ケレハ一方ニ寄洲カ出來ルカラ何レノモ利サセルカソレ丈ノ川ヲ負擔シテ居ル聯合町村トカ聯合郡會トカ云フモノハ總テ世話ヲシテ行クノタカラ

(栗塚報告委員) 詰り寄洲ハ共有物トシテ置クカ知レヌ又或ハ沿岸者ニ屬スルカモ分ラヌ一概ニ一定ノ權利トシテ置ヌ方カ便利ト云フノテス

(尾崎委員) 其方カ宜シイ

(栗塚報告委員) 理窟ハ沿岸者ノ利益ニナル様テモ損害スルコトモアルノテス

(委員長) 利根川杯ハ千葉縣ノ地面カ茨城縣ノ地面ニ付テ層ルノカ幾ラモアリマス

(南部委員) 如何テシヨウ未タ先ニモアリマスカラ全体ヲヤツテ跡ヲ報告委員ヲ議シテハ

(鶴田委員) 一旦讀ンテカラカ宜シイテシヨウ

(栗塚報告委員) 中洲モ是カラ出マス行用丈ハ行政法テ宜シイノテ跡ヲ致シマシヨウ

民取八ノ六十六

(委員長) ソンナラ先ヘヤリマシヨウ

本條「第三項「廣狹」トアルチ「部分」ト改メ全体ノ旨意ハ未定

第六百十五條朗讀ス

第六百十五條 沿岸者ハ右同一ノ區別及ヒ條件ヲ以テ干潟即チ舟又ハ筏ノ通スルト否トチ問ハス河川ノ棄テタル川床ノ部分ヲ利
ス

然レトモ川床カ沿岸者又ハ公有ニ屬スル水流ニ關シテハ漸次生シタル干潟ノ附添ハ舊川床ノ全幅員外ニ横マリテ對岸ノ地ニ及
ホスコトチ得ス

此附添ノ權利ハ湖及ヒ池ニ關シテハ存立セス

又此附添ノ權利ハ海灣地ニ付テモ存立セス

其海灣地ハ第二十六條ニ從ヒ國ニ屬ス「第五百五十七條及ヒ第
五百五十八條」

沿岸者ハ行政廳ノ行ヒタル堀削又ハ築堤ノ工事ニ因テ露出シタル舟又ハ筏ノ通スル水流ノ岸地ノ部分ヲ利セス但行政法ニ定メタル條件ヲ以テスル沿岸者ノ先買權ヲ妨ケス

〔南部委員〕 反譯ノ修正ハ「然レトモ川床カ沿岸者屬スル水流ニ關スル公有ニ屬スル水流トテ間ハス漸次生シタル云々全幅員外ニ横マルコトヲ得ス」ト改リマス

〔委員長〕 「舊川床ノ全幅員外ニ止マルモノトス」トヤルト宜シイ

〔栗塚報告委員〕 ソレカ宜シイテシヨウソウ致シマシヨウ
〔鶴田委員〕 ソレカ宜シイ

〔委員長〕 「幅員ノイニ止マルモノトス」トシテモ宜シイ
〔松岡委員〕 干潟ト云フノハ水ノ來ルコトモアルカラ擧イテスルコトハ出來マセンテシヨウ

民取八ノ六十七

〔栗塚報告委員〕 干上ツテ立派ナ地ニナツタノテス

〔松岡委員〕 漸積ト何所カ違フカ

〔栗塚報告委員〕 漸積地ハ漸々土カ來テ成タノテ干潟ハ川カ違サカツテ土カ現ハレタノテアリマス

〔委員長〕 止マルト云フヨリハ「全幅員以外ニ擴マルコトヲ得ス」トヤツテハ何ウカ

〔南部委員〕 幅員以外ニテ宜シイテシヨウ

〔委員長〕 「以外」トヤリマシヨウ今日ハ是レ迄テ置キマシヨウ
本條ハ左ノ如ク決ス

第二項「然レトモ川床カ沿岸者ニ屬スル水流ニ關スルト公有ニ屬スルト水流ニ關スルトテ間ハス漸次生シタル干潟ノ附添ハ舊川床ノ全幅員外ニ擴マルコトヲ得ス」ト反譯ヲ改メ「全幅員」ノ下ヘ「以」ノ一字ヲ挿入シ其他ハ原案ニ決ス

于時午後第六時閉會

日本學術振興會

民法草案取得權議事筆記第四十三回

自第六百三十六條
至第六百三十一條

日本學術振興會

民法草案取得篇議事筆記第四十三回

自第六百三十六條
至第六百三十九條

明治廿一年四月二日午前九時三十分

（委員長） 始ノマス

第六百拾六條朗讀

第六百十六條 若シ河川ノ水ノ衝激力植付ノ存スルト否トテ間ハ
 ス沿岸地ノ一部分ヲ割去シテ下流ノ沿岸地又ハ對岸ニ轉送シ其
 何レノ所有地ノ部分タルヤテ仍ホ認知スルコトヲ得ルトキハ占
 有ヲ失ヒタル所有者ハ變災ヨリ一个年内ニアラサレハ其回收ヲ
 請求スルコトヲ得ス又一个年後ニ於テハ沿岸者カ未タ右ノ土壤
 チ占有セサル間ニアラサレハ其回收ヲ請求スルコトヲ得ス其他
 所有者ハ自費ニテ泥土ヲ收去シ且收去ニ因テ加ヘタル損害ヲ補
 償スルコトヲ要ス（第五百五十九條）

又所有者ハ總テノ時期ニ於テ押流サレタル土壤ノ回收ヲ爲スト

其單純ナル拋棄ヲ爲ストノ間ニ其一ヲ擇ムヘキコトニ付キ沿岸者ヨリ推告セラル、コトヲ得

此條例ハ既ニ土地ヨリ離サレタルト否トチ間ハス水ノ衝激ニ因テ押流サレタル樹木及ヒ收獲物ト建築ノ爲ノ準備セラレ又ハ建物ヨリ離サレタル材料ト方位ノ如何チ間ハス洪水ニ因リ押流サレテ他人ノ土地ニ轉送セラレタル總テノ他ノ動產物トニ付キ右同一ノ條件ヲ以テ之ヲ適用ス但是等ノ物カ認知セラル、コトヲ得ヘク且漂流物ノ性質ヲ有セサルコトヲ要ス

〔修正〕第一項「植付ノ」ヲ「植付物」ト改メ「其回收」ヲ「右ノ土壤ノ回收」ト改メ「右ノ土壤」ノ四字ヲ刪リ之ノ一字ヲ改メ「泥土」ヲ「其土」ト改ム

同條末項左ノ如ク改ム

此條例ハ既ニ土地ヨリ離サレ又ハ離サレズシテ水ノ衝激ニ因テ

取去サレシ樹木及ヒ收獲タルト建築ノ爲ノ準備セラレ又ハ建物ヨリ離サレシ材木タルト其他總テノ動產物タルトチ間ハス洪水ニ因リ如何ナル方位ナルモ押流サレテ他人ノ土地ニ轉從シタルモノニ付右同一ノ條件ヲ以テ之ヲ適用ス但是等ノ物ハ認知スルコトヲ得ヘク且漂流物ノ性質ヲ有セサルコトヲ要ス

〔果報報告委員〕 翻譯デ此條例ハ既ニ土地ヨリ離サレ又ハ離サレシテト直リマス又報告委員ニ於テ一、二字ヲ變ヘマシタガ翻譯ノ方デ直リマシタノハ押流サレテ取去ラレト直リマス又樹木及ヒ收獲物タルト直リマス夫カラ材料タルト成リマス其他總テノ動產物タルトチ間ハス洪水ニ因リ如何ナル方位ナルモ押流サレテ他人ノ土地ニ轉從シタル者ニ就キ右同一ノ條件ヲ以テ之ヲ適用ス但シ此等ノ物ハ認知スルコトヲ得ヘク且漂流物ノ性質ヲ有セザルコトヲ要スト致シマシタ夫カラ報告委員デハ第一項ノ植付ノチ植付

物ノト改ノ其回收チ右ノ土壤ノ回收ト改ノ第一項ノ六下リ當リノ
壹ケ年ニアラザレバ其回收チ右ノ土壤ノ回收チ請求スルチ得ズト
致シマシタ初ノ下リデ植付物ノト成リマス夫カラ右ノ土壤ト關フ
字チ之ヲト關フ字ニシテ壹ケ年後ニ於テハ沿岸者ハ未タ之ヲ請求
スルチ得ズト致シマシタ

(鶴田委員) 文章ハ長イケレトモ能ク分ツテ居リマス

(尾崎委員) 能ク分ツテ居リマス

(清岡委員) 得ズト關フノデ壹ケ年後ノ占有セザルチ得ザルト關
フガ分リマス

(栗塚報告委員) 壹年内デナケレバ回收チ請求スルコトハ出來マ
セン壹年タツタ後ドウカナレハ沿岸者ハ占有シテ居ル時ハ出來ル
ノデアリマス

(清岡委員) 上デ得ズト止メテハチカシユウ思ヒマス

民取八ノ七十

(南部委員) 占有セシ間ハ例モ宜イノデ占有シテハ壹年内ノデア
リマス

(清岡委員) 壹年後ト雖トモトスレハ宜イノデアリマスカ

(栗塚報告委員) 左様デアリマス又壹年後ニ於テハ宜イト關フノ
デス

(清岡委員) 日本ノ文章デハオカシユウ御座イマス

(委員長) 占有セザル間ハ其回收チスルコトチ得ルト關フト分ツ
テ來マス

(松岡委員) 夫ナラハ分リマス

(栗塚報告委員) 壹今年後ト雖トモ若シ沿岸者之ヲ未ダ占有セザ
ルニ於テハ其回收チ請求スルコトチ得ルトシテモ宜シウ御座イマ
ス

(委員長) ソウ致シテモ宜シイ

(鶴田委員) 唯今ノ様ニシテ差支ヘナケレバ宜シウ御座イマス

(栗塚報告委員) 原文ニハ得スト云フ字ハ壹ツシカ無イノテアリマス所有者辨濟ニ壹今年内ニアラザレバ壹ケ年カ又ハ壹今年後ナレバ未タ沿岸者所有セザル間ハ請求スルヲ得ズトアリマスノテ敢テ目立ノデアリマス

(清岡委員) 夫ナレハ宜シイ

(栗塚報告委員) 土壤ノ回收スルヲ得スト謂フハ一ツシカアリマセン

(清岡委員) 夫デハ直譯シナケレハ日本文章ニハナリマセン

(南部委員) 壹今年内又ハ壹今年後ト雖トモト謂フテハ如何テアリマスカ

(栗塚報告委員) 原文ノ通りニ致シマスルト壹ケ年内デモ矢張り之カ又ハ壹今年後デモ占有セザル間ハトアリマス

(南部委員) 壹今年後ト雖トモトヤツタレハ宜シウ御座イマシヨウ

(委員長) 壹今年内又ハ後ト雖トモ沿岸者未タ其土壤ヲ占有セザル間ハ回收ヲ請求スルヲ得ト謂フテハ如何カ

(栗塚報告委員) ソウナスツテハ如何テアリマスカ

(松岡委員) 雖ト云ヘバ壹今年内又ハ壹今年後ト雖デ宜シイ

(鶴田委員) 私ハ西洋文ノ通りニスルナレバ壹今年外下ヘ書テ辨濟ヨリ右ノ土壤ノ巡回ヲ請求スルヲ得ルト書テ但シ辨濟ヨリ壹今年ナルカ又ハ壹今年後ニ於テハ沿岸者占有セザルトキニ限ルト謂ツテハ如何ガデアロウカト思ヒマス

(委員長) 夫ハ但シ書テ入レテハ一向妙味ガアリマセン

(清岡委員) 壹今年内カ又ハ壹今年後ニ於テハ沿岸者ノ未タ其土壤ヲ占有セザルニアラザレバトシテハ如何デスカ

(栗塚報告委員) 夫モ宜シウ御座イマシヨウガ今私ノ申シ上ケタ
ノデ宜カロウト思ヒマス夫ハ壹今年内ト後ノ區別ハ沿岸者占有セ
ザルハ何處ヲ指スノカト謂フ論ニ掛ルト困ルノデアリマス壹今年
内ハ當リ前デ御座イマスガ後デアリマスト占有セザル間ハト謂フ
ニ掛ルト困ルノデアリマス

(清岡委員) 壹今年後ニ於テハト謂フ字ガ必要デアリマセウ

(南部委員) 雖ト謂ハナケレハナリマセン

(村田委員) 雖ト謂ヘハ夫デ宜シイ

(栗塚報告委員) サウ致シマスルト壹今年内又壹ケ年後ト雖トモ
沿岸者トスルト壹ケ年ハ勿論出來ル何ウ云フコトニ出來ルカナレ
ハ壹今年内沿岸者ガ占有セザル間ハイカント謂フ様ニナリハ致シ
マセンカ

(南部委員) 私ハソウハ聞コヘマセン積リデアリマス

民取八ノ七十二

(松岡委員) 於テハ雖トモトシテモ差ハアリマスマイ壹今年内又
ハ壹今年後ニ於テモ雖トモトシテモ原文ニハ壹今年内又ハ其壹个
年ヲ經過セザル後ハ云々ト謂ヘハ之ヲズーツト讀ンダ時分デモ兩
方ヘ占有ガ掛ルトハ思ヘマセン餘程壓付テ來ント左様ハ讀メマセ
ン詰リ占有セザル間ニアラザレハト謂フノガ必要デアリマス

(委員長) 壹今年後ニアラザレハ又壹今年後ニアラザレハト謂ツ
テモ宜シイ

(栗塚報告委員) 夫等カラ畢竟斯ウ云フコトニナツタノデアリマ
ス

(松岡委員) ニツトモ占有ト讀ノルト書ケマスル

(栗塚報告委員) 夫ヲ避ケル爲メデアリマス

(松岡委員) 同シモノニナルナレハ上ノ壹今年内外ノ區別ハ入り
マセンアラザレハ壹今年内又ト謂ツタラバ占有ハ壹今年後デナケ

レバ御座イマセン

(栗塚報告委員) 書イテアリマシタ者ヲ改ノ様ト謂フカラ左様ニ御讀ミニナルノデアリマスガ始ノカラ辨濟ヨリ壹个年内又壹个年後ニアラザレハト謂フノト壹个年内後ト雖トモ占有スルニアラザレバト讀ノソウデアリマス此所ノ所デ必要ナノハ後ノ壹个年後ト雖トモ沿岸者ハ未ダ占有セザルト謂フノガ必要デアリマス其必要ガ壹个年内ニモ掛リハセンカト思フ嫌ヒガアルノデアリマス

(南部委員) 夫ハ無カロウト思ヒマス

(栗塚報告委員) 委員長ノ被仰ル所ハ原文ノ意味ヲ著ハスニハ能イト思ヒマス

(委員長) 左様スレハ鶴田三ノ謂フ通り得ルニシテ仕舞フカ何地ラカデアリマス

(渡委員) 分ツテ居ルノデアリマスカラ文ヲ雅ニ仕様ト思フト俗

民取八ノ七十三

ノ修正テハ後ノ方ニ廻ハシテ宜イト思ヒマス事柄ハ能ク分ツテ居リマス

(鶴田委員) 能ク分ツテ居リマス

(栗塚報告委員) 辨濟ヨリ壹个年内ニアラサレハ又壹个年後占有スルニアラサレハ回收ヲ請求スルコトヲ得ストスルガ能イト思ヒマス

(南部委員) アラサレハト謂ツテ又ハ何ウカト思ヒマス

(栗塚報告委員) 少シク直譯過キルト思ヒマス

(委員長) 此儘テハ只得スト得スト二ツ重ナルカラ具合ガ悪ウ御座イマス若シ此儘ニテ置クナラ占有スル間ハ回收スルヲ得ルトシタナラハ能イテセウカ唯今栗塚三ノ謂フ如ク何々ニアラサレハチ二ツ重ネタ方ガ直譯テアロウト思ヒマス

(渡委員) 請求スルコトヲ得ス但シ壹个年後沿岸者之ヲ占有セサ

ル間ニ限ルト謂ヘハ宜イガ如何ニモ雖トモト謂ツテハ何ウシテモイケマセン

(栗塚報告委員) 皆様ノ仰セラレタ分ヲ報告委員ニ於テ何レカニ極ノマスルカ

(委員長) 占有セサル間ハ其回收ヲ請求スルヲ得ルトシテハ如何カ

(栗塚報告委員) 夫テモ宜シウ御座イマスガ間ノミト謂ハレマセウカ

(鶴田委員) 夫テモ宜シウ御座イマセウ

(南部委員) 所有者ノ方ヲ制限シテ居ルノテアリマス

(栗塚報告委員) 夫テアリマスカラ占有セサル間ノミト謂ツタナラハ宜シイ英文ハ也ト云フ字ヲ大キク書イテアルノテアラサレハ得スト云フノテアリマス

(鶴田委員) ノミトシテ宜シウ御座イマセウ

(尾崎委員) 宜シウ御座イマセウ

(栗塚報告委員) 占有セザル間ノミ其回收スルコトヲ得ルト致シマス

(清岡委員) 夫ガ宜シウ御座イマシヨウ

(鶴田委員) 二項ハ所有者カ總テノ機關ト謂フノテアリマスカ

(栗塚報告委員) 何時デモト謂フノデアリマス

(村田委員) 何ン時ニテモト謂フノデアリマス

(栗塚報告委員) 何ン時ニテモト書キマシテモ宜シウ御座イマスカ
ガ極ツタコトニ一日間何ン時ニテモト謂フ時ト謂フノトハ違フノデアリマス

(渡委員) 日本文ニテハ何ン時ト謂フノハ例モト謂フノデアリマス

(栗塚報告委員) 何ン時ト謂フト五時トカ六時トカ謂ヒタクナリ

マス例モト讀マナケレハナリマセン

(清岡委員) 前ノ一年ニハ關係シナイノデ御座イマセウ

(栗塚報告委員) 左様デ御座イマス

(鶴田委員) 三、五年デモ沿岸者ガ占有セザル間ハデ御座イマス
カ

(栗塚報告委員) 左様デス

(鶴田委員) 催告セラル、コトヲ得ルト謂フノハ如何デセウカ

(栗塚報告委員) 報告委員ニ於テハ催告セラル、コトアリト謂フ
ノハ種デナイト謂フノデス矢張得ルト謂フ字ハアルニ直シマスル
場合デ標チ付ケテ置キマシタ

(松岡委員) 左スレハ沿岸者ハ上へ擧ケテ收獲チ間カラ明瞭ニ或
ル所有者ガト謂ヒ出シテ居ルノデアリマス

(栗塚報告委員) 催告セラル、コトアルナレバ好イノデアリマス

民取八ノ七十五

(清岡委員) 西洋文ニハセラル、コトヲ得ルトアルノデスカ

(栗塚報告委員) 左様デス請求セラル、コトアリデス意味ハ得ル
ト謂フノハ所有者ガ得ルト謂フノハ所有者ノ權利ト謂フノデハア
リマセン所有者ガ能フト謂フ意味デアリマスカラ催告セラル、能
フデアリマス茲ハ權利ヨリモ寧ロ義務ノ方デアリマス

(鶴田委員) 何ン時催告セラル、ト謂フノデスカ

(栗塚報告委員) 左様デス

(渡委員) 夫ラ裏カラ書イタノテセウ

(清岡委員) 沿岸者カラ催告セラル、能フト謂ツテハ如何デスカ

(渡委員) 翻譯ノ精神ハ左ウ云フコトハナイノデセウ

(栗塚報告委員) 其通りノ意味デアリマス

(松岡委員) 原案ノ意味ハ上テ取り去ラレヨト讀メテモ權利テア
ルカ其權利チ何時迄モヤラレテハ困ルカラ沿岸者ニモ權利アルト

謂フノテ夫ハ何ウ云フ權利ガアルカナレハ持テ行クカ捨テルカテ
明言セザルガ權利デアリマス其權利ヲ法律ガ許シタノデアリマス
カラ上ハ所有者デ筆ヲ立テ今度ハ沿岸者カラ筆ヲ立ツテ沿岸者ハ
催告スルヲ得ルトスレハ明瞭デアリマス

(栗塚報告委員) 併シ所有者ノ義務ヲ示シタノデアリマス

(松岡委員) 裏カラ謂フト沿岸者ノ權利デアリマス沿岸者ガソソ
ナコトヲサレテハ耐マラント謂フノデアリマス

(鶴田委員) 夫カラ謂フト沿岸者ハ何ウト書キ足サナケレハナリ
マセン

(栗塚報告委員) 尤モデアリマス夫ハ沿岸者ノ權利デアリマスガ
茲ハ權利カラ謂フノカ所有者ノ義務カラ謂フノカナレハ所有者ノ
義務ヲ示シタノデアリマス

(鶴田委員) 松岡サンノ云フ通りニスレハ沿岸者ハ云々トシナケ
レハナリマセン

(栗塚報告委員) 尤モ趣意ハ同シテアリマスガ一項ハ所有者ノ權
利ヲ謂ヒ二項ハ義務ヲ謂フノデアリマス所有者ノ義務ハ則チ沿岸
者ノ權利ヲ謂フノデアリマス併シナカラ茲ハ報告委員ニ於テモ得
ルトアルチアリトシナケレバナランコトハ標チ付テアリマスカラ
茲ニ在ル得ルト謂フノモアリニシテ實ヒタイ若シ權利ヲ示ス時ハ
得ト謂ヒ茲ハ反對ノ權利ヲ謂フノデアリマスカラアリニシテ實ヒ
タイト思ヒマス

(委員長) サウ致シマセウガ跡デ一處ニ直シマセウ
(清岡委員) 併シアリトシテモ一个年アリキリデハ弱過ルト思ヒ
マス
(鶴田委員) 何ニアリトシテ宜シイ
(南部委員) 催告ヲ受ルコトアリト致シマスカ

(鶴田委員) 夫デハ矢張直譯デ御座リマセウ

(栗塚報告委員) 左様デス

(栗塚報告委員) 條件ヤ期限付キデチク唯ダ棄テ、仕舞フト謂フ
ノト日本デ謂フ唯ト謂フノデ御座イマス

(松岡委員) 樹木ノアル物チ流シテ未ダ其時ニ催告チ受ケ抛棄シ
テ構ハンノデアリマスカ

(南部委員) 夫ハ勝手デアリマス

(鶴田委員) 流レ着イタ所ノ邪魔ニナル位デアリマス

(松岡委員) 山潰レテ家ノ上ヘ土砂潰レニナル様ナコトモアロウ

(栗塚報告委員) 併シ茲ハ寧ロ河ノ縁ニ居ル者ガ自分ノ地面ガ入
用デハアルガ早ク云ヘバ捨ルナラ捨ルト謂フノデアリマス

(尾崎委員) 實際ニハ決シテナイコトデアリマス

(松岡委員) 條件付キナレハ唯ハ措ント謂フノデアリマスカ

民取八ノ七十七

(栗塚報告委員) 左様デアリマス唯今持テ性クカ捨テルカ何地カ
ニセイト謂フノデアリマス

(松岡委員) グズグズ謂フナラバ金チ價チ性ケト謂フノデアリマ
スカ

(尾崎委員) ソナコトハアリマスマイ

(清岡委員) 一年内ニ催告シテ來テモ今一年内勸考シテ見様ト謂
ハレテモ仕方ガアリマセン

(南部委員) 夫ハイケマセン

(鶴田委員) 清岡サンノ謂フガ如ク一年内考ヘテ見様ト謂フコト
ハ謂ハレソウナ者デアリマス

(松岡委員) 夫ハイカンノデアリマス所有者ノ自由ダト謂フ譯デ
ハアリマセン

(鶴田委員) サウナレハ總テノ時機ト謂フハ如何ガ

（清岡委員） 凡テノ時機ト謂ヘハ何ン時ニテモ同シデアリマスカ
ラ宜シウ御座イマセウ

（清岡委員） 私ハ總テ修正カ宜シイト思ヒマス

（鶴田委員） 私モ修正ガ宜シイト思ヒマス

（委員長） 夫テハ次ヘ参リマセウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第六百拾七條朗讀

第六百十七條 舟又ハ筏ノ通スル河川ノ川床ニ於テ成リタル大小
ノ中洲ノ所有權ハ交通路トシテ定メタル水流ノ等級ニ從ヒ國「
デバルトマン」又ハ「コンミエーヌ」ニ屬ス（第五百六十條）
舟モ筏モ通セサル水流中ニ成リタル小中洲ハ川床其モノノ如ク
沿岸者ニ屬ス

兩岸側ノ沿岸者ノ權利ヲ定ムルニハ水流ノ中心ニ於テ縱線ヲ畫

民取八ノ七十八

シ各沿岸者ハ自己ノ側ニ在ル小中洲又ハ其部分ヲ得取ス

若シ小中洲カ同側ノ二箇又ハ數箇ノ所有地ノ前面ニ在ルトキハ第
六百十四條第二項ヲ適用ス（第五百六十一條）

（修正）第一項國以下左ノ如ク改タム

國府縣又ハ町村ニ屬ス

（栗塚報告委員） 茲デ修正シマシタノハ第二篇五百一條以下國デ
バルトマン又ハコンミエーントアルチ公ケノ無形人ト修正シマシ
タルガ此一例ヲ以テ始終貫徹シ難キ場合モアリマスニ就キ本項ノ
修正ニ併セテ前ニ通り修正スル見込デアリマス國デバルトマンコ
ンミエーシハ無形人ヲ示シタノデアリマス日本文ニテハ國府縣町
村ト數シマシタ猶ホ此カラ市制ガ出來マスレバ多少變リマスルカ
ハ知レマセンガ假令ハ國ノ五大河利根、筑後、芳野、阿武隈、ナ
ゾハ國ノ河デアリマスガ隅田川ハ東京府又ハ神田川ナゾアレハ矢

張府ノ川デアリマセウカラ國府縣町村トシテ置ケハ跡ヲ變レバ隨
テ變ヘマスカラ先ヅ加様致シマシタ又公ケノ無形人ト申シマス
ト學校病院貧院ナゾガ通入ル者デアリマス公ケノ無形人ガ出來ルト
茲丈ケハ河ノ等級ヲ付ルニハ國府縣町村ヲ付ケナケレハナリマセ
ン

(鶴田委員) ケレトモ財産ノコトニ就テハ學校病院貧院等ハ國府
縣町村ニナルト公ケデアリマスカ

(栗塚報告委員) 左様デスガ學校病院貧院等ハ河ヲ持ツ氣遣ハア
リマセン

(鶴田委員) 國ガアレバ郡モナケレハナリマセン

(栗塚報告委員) 併シ佛蘭西流義デハ財産ト謂フモノガアル以上
ハ無形人デアアル無形人デアレバ之ヲ代表スル者ガナケレバナリマ
セン無形人ニ財産ガアル則チ權利ガアリ權利ガアレバ之ヲ支配ス

ル人則チ縣ノ者ハ之ヲ所分スルニハ縣ノ財産ナレハ縣會デアリマ
スシ郡ニ財産ガアレバ郡會デアリマス、所ガ佛蘭西テハ郡ニ郡會
ト謂フ者ガアリマスガ日本ニハ郡ニ財産ハナイカラ郡會テ何ウ斯
フト謂フコトハナイサウデアリマス夫ハ郡會ガアツテモ郡會ノ權
限ハ僅カ兵隊徵募ノコトカ又ハ議員ノ選舉トカ謂フ者デアリマス
カラ則チ無形人テ治メルノハ町村ト府縣トテ御座イマス

(鶴田委員) 日本テハ縣會町村會テ郡會ト謂フコトハアル様ダガ
町村ニ聯合會デアリマス

(栗塚報告委員) 他日郡ノ出來タ時ハ之ヲ加ヘル丈ケデアリマス

(清岡委員) 府縣ガアレバ國ハイラン様ニナリマス

(南部委員) 併シ國ハアリマス

(栗塚報告委員) 道管轄チスルニ國道郡道里道ト謂ヒ又國ノ河府
縣ノ河里道ノ河ト謂フノテ左様云フ様ナ意味デアリマス

- (松岡委員) 郡道ト謂フノハアリマスマイカ
- (栗塚報告委員) 佛蘭西ニハアリマセン
- (南部委員) 日本ニモ郡道ハアリマセン
- (清岡委員) 河ニ交通ノ道ト謂フノガアリマスカ河テ一、二、三等ト謂フノハ交通カラ起ツタノテアリマス
- (松岡委員) 日本ニ一、二等ノ河ノ區別ハ何ヲ目的テ立ツタンテアリマセウ
- (委員長) 河ノ水ノ諸方ニ通スル長イノチ一番トシテアリマス
- (松岡委員) 水ノ膨脹シテ流レタリスルノチ謂フノテス
- (委員長) 一番大キイノハ越中ノ犀川テアリマセウアレハ一番大キイノテアリマス或ハ十里八里テスガ次キノハ利根川信濃川ノ如キテアリマセウ
- (清岡委員) 交通路トシテ定メタモノガ日本ニアリマスカ
- (栗塚報告委員) 等級ハ定メラレタルノテアリマス

民取八ノ八十

- (委員長) 之ハアリマセウ今迄ハ河ノ陸ニ郡道ト里道ト謂フ如キ區別ガアツテ其大イ河ハ其廣狹等ノ如ク見做シタノデ夫ハ矢張今迄郵便線路ナゾハ河底ハ矢張スルスルト謂ツテ居ルノデアリマス
- (松岡委員) 日本ノ河ハ斯ノ如キ目的トシテ等級ヲ立ツタ者ト見レバ此通りニシナケレバナリマセン
- (清岡委員) 小サイ河デモ船ニ乗ツテ往クハ郵便通路デアリマセウ交通路トシテ定メタ者ハアリマスマイ
- (委員長) ケレトモ河心回收區畫ヲ以テ居リ沿岸ハ□デ持チ則チ交通路トシテ居ルカラ私ハ内務省ニ居ツテ承知シテ居リマス
- (栗塚報告委員) 左様デアリマセウ今村ガ御手ニ附イテ居ツテ調ヘタノテアリマス
- (松岡委員) 詰リ運輸ガ出來マシテ長イノチ第一トシタノデアリマスカ

（栗塚報告委員） 其邊ハ行政規則ヲ以テ階級ヲ立テルト註ニモアリマス之ハ行政ノ等級デアリマス

（松岡委員） 極テアレバ郡ノ擔當ナレバ郡、郡ト縣トナレバ縣ニ屬スト謂フノデスカ

（栗塚報告委員） 左様デス

（松岡委員） シマスルト報告委員カラ謂ツテ來タデバルトマンコンニユーンハ如何ガ

（栗塚報告委員） デバルトマンコンニユーンハ町村ト致シマシタ

夫デ日本ノ郡區ガ道入ルカハ他日ノ場合デ今日ハ府縣町村ガ置イテアルカラ斯ク修正致シマシタノデアリマス

（松岡委員） 左様致シマスルト矢張始メノ財産ノ區別ニモ縣町村ト謂フ者ハヤラナケレハナリマセンカ

（南部委員） 左様デアリマス

（栗塚報告委員） 精シク謂フ方ガ宜シウ御座イマスカラ國府縣町村トシタノデアリマス

（松岡委員） 之ハアル所ヲ皆ナ拾ヒ舉ケテ併セテ見テ茲ハ無形人デ好イトカ郡區トシナケレバナラントカ謂フコトヲ定メテ宜シウ御座イマセウ

（栗塚報告委員） 夫ハ是非致シマスルガ他日ノ議定ヲ請フト致シテ今日ハ此所ハ加様致シテ置キタイノデアリマス

（委員長） 今度町村ノ市ガ道入ルカハ知レマセンガ併シ市ハ郡ト同シ位ニナルダロウト思ヒマス

（栗塚報告委員） サウスレハ町村ト謂フ字ハイラント思ヒマス（委員長） 併シ市ハ町ノ大キナ者デ小サイノハ村ト町ト同シニ讀ムデ大キイ位地ハ名古屋、福島ハ市ニナルガ市ト町ト同シ様ナ意

味ニナリ多少違フガ之ハ國府縣又ハ町村ト書イテ置イテ追テ市ガ

出來レハ其時ニ入レルガ宜シイ

(松岡委員) 國町村ト謂フノハ宿縣ナゾノ分デアリマセウカ

(委員長) 若干ヲノ人ヤトナルデアリマセウ

(松岡委員) 日本デ從來謂フ町村ハ都會ト三縣宿ト謂フ様ナ塊ツ
テ村ト云ハズ町ト謂フ者デアリマス

(委員長) 町村ニモ區別ガアリ村ト關係ヲ持ツテ居レバ村ガ付ク
ガ又村ト少シツ、關係シテ町ノ多イ所ハ町ガ付クノデアリマス

(栗塚報告委員) 私ノ郷里ハ武生デアリマスガ人口戸數ハ二千何
百デアリマスガ夫デ武生縣ト稱シ制度ハ町村制度デアリマシテ武
生ノ財産ガアルノデアリマス

(鶴田委員) 私ノ國ナゾハ縣ニナツテ居リマス

(南部委員) 縣モアリ宿モアリマス

(栗塚報告委員) 一ノ無形人ヲ成シテ居リマスカラ色々ナ名ガア

ルノデアリマス

(鶴田委員) 市町村ト違リマセウカ左スレハ今ノ制度ニ協ハンガ
好カロウト思ヒマス

(委員長) 市ヲ入レテ置ケバ宜シイ

(栗塚報告委員) 夫ハ出來マシタ時ニ入レルノハ容易イコトデア
リマス

(鶴田委員) 日本ナゾハ國府縣市町村トナルデアリマス

(委員長) 夫ハ何ウテモ宜シウ御座イマセウ

(栗塚報告委員) 併シ發布ニナレバ府ガアリマスカ

(鶴田委員) 府ガアリマス

(栗塚報告委員) 府ハ則チ市テナケレハナリマセン

(委員長) 府ハ縣モ同ジデアリマス

(栗塚報告委員) 府ハ市ト致シタイ東京大阪京都ハ則チ大キナ市

テ御座イマセウ大キケレハ府トシ小サイ時ハ市ト名付ケ夫ヨリ小
サケレバ町ト名付ケルノテアリマセウ

(松岡委員) 日本テハ府ト謂ヘハ大キナノテアリマス

(委員長) 之ハ後ニ出来タ時ニシテ先ヘ移リマセウ

(栗塚報告委員) 此事丈ケハ申シテ置キマスガ此條モ此項ノ條モ
殘ラス河ノ事ハ内務省ノ方ニ法律取調委員會カラ此條ハ何ウカト
謂ツテ稍々場合ヲ措ヘテ加様ナル場合ノ有タ時ニハ如何ト謂フコ
トヲ問ヒ其間ヲ得テ他日修正シナケレハナリマセンカモ知レマセ
ンカラ左様御承知ヲ願ヒマス

(松岡委員) □□ノ水ヲ使用スル時分カラ問フコトニシテ預ケ

ニナツテ置リマスカラ左様致シマセウ謂ハハ未定ナノテアリマス

(委員長) 併シ解セラル、コトハ解スルガ宜シイ

(清岡委員) 三項トモ皆ナ宜シウ御座イマセウ

(鶴田委員) 河床ノ如クテモ宜シイ

(清岡委員) 舟筏ト謂フハ筏計リヲ謂フノテアリマスカ

(松岡委員) 舟ノ□コトハナイ

(委員長) 舟又ハ筏ト致シマセウ

(栗塚報告委員) 舟又ハ筏ノ通セサルト謂フノテアリマス

(鶴田委員) 舟モ筏モ通セサルト謂フハ水ガ淺イカラテアリマセウ

(南部委員) 舟又ハ筏ノ否トヲ問ハストシテ前ニアリマスカラ舟又ハ筏ノ
通シ得ヘカラサル積リテアリマス

(鶴田委員) ヤル□トシテモ能ハサルノテアリマスカ

(栗塚報告委員) 左様テス

(鶴田委員) サウスレハ舟モ筏モトシナケレハナリマセン

(松岡委員) 舟又ハテ分ルガ何地ラモイカンノテアリマス

(栗塚報告委員) 起案者ノ都合テ色々ニナリマスノテアリマス

(委員長) モノ一字ハ活カシマスルカ

(鶴田委員) 左様

(渡委員) 此者ヲト謂フ字ハ刪リマセウ

(南部委員) 前ニモアリマスカラ措イテ宜シウ御座イマセウ

(松岡委員) 此等ハ置イテ置キマセウ

(尾崎委員) 之テ宜シイ

(鶴田委員) 宜シウ御座イマセウ

(委員長) 宜シケレハ先へ移リマセウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第六百拾八條朗讀

第六百十八條 若シ第六百十六條ニ記載シタル如ク一箇ノ土地ヨリ割去セラレタル土地ノ部分カ大小ノ中洲ノ形ニテ水流中ニ止着スルトキハ所有者ハ其存在スル場所ニ於テ之ヲ占領スルコト

ヲ得

然レトモ公有ノ部分ヲ爲ス水流ニ關シテハ國「デバルトマン」又ハ「コンミニューヌ」ハ漸積ノ中洲ノ所有權ニ付キ前條ニ爲シタル區別ニ從ヒ豫ノ拂フ可キ正當ノ賠償ヲ以テ其讓渡ヲ要求スルコトヲ得「伊民第四百五十九條」

(修正) 第二項漸積ノ上テ左ノ如ク改ム

然レトモ公有ノ部分ヲナス水流ニ關シテハ國府縣又ハ町村ト改ム

(栗塚報告委員) 本條ハ水流ニ對シテハ國府縣又ハ町村ト前同様ニ直リマシタ

(村田委員) 之ハ道ヲ入レナケレハナリマセン如何ントナレバ北海道ガアリマスカラテス

(栗塚報告委員) 北海道ハ開拓使ヲ置カレマシタ爲ニアーナツタ

ノテアリマシテ道ト謂フ者テハアリマセン八道中ノ一道テアロウ
ト思ヒマス

(松岡委員) アレハ州テアリマセウ

(村田委員) 州ハ無形人テアリマス

(尾崎委員) 前條ニナシタル區別ト謂フハ如何ナル譯テアリマス
カ

(栗塚報告委員) 此前ノ十七條ヲ加様シマシタノテアリマス水流
ノ等級ニ從ヒ國又ハ云々トシタコトテアリマス

(鶴田委員) 舟筏ノ通ゼザル小河ハ運入リマセンカ

(委員長) 運入リマセン

(鶴田委員) 十七條ノ前項丈ケヲ引クノテアリマスカ

(南部委員) 舟筏ノ通ゼザルハ公有ノ部分テハアリマセン

(鶴田委員) 前條ノ區別ト謂フハミンナ引ク様ニ見ヘマスルガ如

何ガ

(南部委員) サウテハアリマセン

(鶴田委員) 國府縣町村ノ區別ニ從ヒト謂フヨリ仕方ガアリマセ

ンカ

(尾崎委員) 左様デス

(南部委員) 水流ノ等級ニ從ヒトアリマスカラ夫デ宜シウ御座イ
マス

(尾崎委員) 原案ニハ前條ニトアリマス

(栗塚報告委員) 舊譯ニハトアリマスガ前條ニハ相違御座イマセ
ン註ヲ讀ンデ見マシテモ皆三ノ解釋ノ通りデ御座イマス

(清岡委員) 下ノ項ニ漸積ノ中洲ノ所有權トアリマスガ漸積ト謂
フ字ハ可笑クハアリマセンカト思ヒマス、ト謂フ者ハ漸積ト謂フ
字ハ自然々々ニ流レ寄ツテ土ガ積ンダ所ヲ謂フノデアリマセウ

(松岡委員) 底ヲ開フノデアリマセウ

(清岡委員) 之ハ底ヲ開フノテハアリマセン

(栗塚報告委員) 御尋テアリマスガ十八條ハ漸積デハナイノデ前
條デハ次第々々ニ出來タノテ十七條ハ舟又ハ筏ノ通ズル河床トナ
リタルト開フノテ次第々々ニ中洲ノ所有權ニナリタル者テ本條ハ
突然出來タ者テ一層明瞭ニシタノテアリマス

(鶴田委員) 突然漸積ノ如クト開フノテアリマセウカ

(栗塚報告委員) 左様テス

(松岡委員) 舟モ筏モ通ゼン中洲ニ致シテ道ヲ去ラレタル者ハノ
ツタニハ出來ハ致シマセン

(栗塚報告委員) 中洲ダカラ宜シイ昔シ島ト開フ字ハ約シタノテ
甚シイト開フノデ

(委員長) 中洲ノ形ノデト開ハ如何ニ宜シイノデスカ

(鶴田委員) 分ツテ居リマス

(委員長) ヨケレハ次ヘ移リマセウ

第六百拾九條朗讀

第六百十九條 若シ舟又ハ筏ノ通スルト否トチ問ハス水流カ新ニ
支流ヲ爲シ之カ爲ノ沿岸地ノ全部又ハ一分チ中洲ノ形ニテ環繞
スルニ至リタルトキハ右ノ土地ノ所有者ハ其所有權ヲ保存ス但
前條ニ定ノタル如キ所有權徵收ノ權利ヲ妨ケス(佛民第五百六
十二條伊民第四百六十條)

(栗塚報告委員) 之ハ地所ノ内ニ河ガ出來テ島ノ形ニナツタノデ
アリマス加様スルコトハ若干モ事實ガアリマセウ

(委員長) 其所有權ト開フハ河ノ所有權ガアル様ニ見エマスル

(鶴田委員) 夫ハアルノテ御座イマセウ

(南部委員) 所有權ト開フハ島ヲ指シタノデアリマス

(鶴田委員) 島ヲ指スノテアリマスカ河ハ新規ニ出來マセウ本ト河ハ無イテアリマス

(清岡委員) 中洲ハナントモナランノテ本ノ地所通りテアリマス

(栗塚報告委員) 夫テアリマスカラ保存ストアリマス

(清岡委員) 中洲ノ様ニ河ガ中ニ出來タ時其河ヲ所有權ヲ保存スト謂フノテアリマセウ

(南部委員) 河ノ事テハアリマセン洲ノコトテアリマス

(清岡委員) 洲ニハ疵ハ付ンノテアリマス

(南部委員) 疵ハ付キマセンガ島ガ出來テ沿岸ヲ保存スル法廷ノ權利カラ謂フト邪魔ガ出來タカラ去ル様ニ見ヘマスルガ併シサウハ無イ本ノ様ニト謂フノテアリマス

(松岡委員) 河床ヲ持ツタ人ガ則チ本ノ所有者ガ保存スルノテアリマス故ニ保存ト謂フハ島ヲ謂ハナケレハナリマセン

民取八ノ八十七

(尾崎委員) 茲ハ島ヲ謂フノテ河床ハ見ラレマセン

(鶴田委員) 昨日迄私ノ物ヲ其小屋カ水テ流レテ河ニナレハ其河床ハ私ノ地面テハアリマセンカ

(栗塚報告委員) 河床ニ屬スハ茲テハイカンノテアリマス茲ハ島ヲ謂フノテ御座イマス則チ所有權ヲ失ハステアリマス丁度南部委員ノ説キ明カシマシタ通り水テ繞ツタ所カ島ニナルカスルト所有權ハナクナル様ニ見エマスルガ所有權ハ有ルゾヨト謂フノテアリマス

(鶴田委員) 河床ハ誰ニ屬シマスカ

(栗塚報告委員) 國ニ屬セバ國ノ所有デアリマス河ノ水流ガ舟ト筏ノ通ズルト否トテ問ハズデアリマスカラ先ツ舟筏ノ通ズルト否トニ因リ國ニ屬スノテアリマス舟、筏ノ通セサル時ハ私有テアリマスカラ普通ノ所有者ニ屬スト謂フノテアリマス

（鶴田委員）ケレトモ河ハ誰ニ屬シマスカ見エマセン

（栗塚報告委員）河ノ話テハアリマセン伊太利法律ノ精神ハ河テモ出来タ時ハ政府ヲ買上ケナケレハナリマセンカ國ニ屬シタ河ナゾノ時ハ或ハ中洲見タ様ナ小サイ地面ヲ取ツテ仕舞フガ好イト謂フ行政ノ便宜ガアルカラ買上ケルト謂フノテアリマス

（鶴田委員）夫ハ人民ノ方テモ難義ヲスルテアロウカラト謂フノテアリマセウ

（栗塚報告委員）讓渡ヲ請求スルコトモアリマス

（清岡委員）徵收ノ權利ト謂フノハ如何

（栗塚報告委員）前ノカ既ニ徵收ノ權利テアリマス

（鶴田委員）併シ相當ノ賠償ヲ以テ無論要求スルアリト前ノ條ニアツテ茲ニ徵收トノミアリマスレハ前條ノ如ク讓渡ヲ要求スルア

リト謂ツタカラテアリマスカ

（栗塚報告委員）左様テス

（南部委員）徵收ト謂フコトハ前ニ謂ツテアリマス

（栗塚報告委員）十八條ノ末項ニ正當ノ賠償ヲ以テ其讓渡ヲ要求スルコトヲ得ト謂フノハ則チ徵收ナノテアリマス

（清岡委員）事實カラ謂ヒマスルト徵收トハ云ヘマセン要求ト謂フテモ取揚ルモ褫奪ト謂ツテモ同シテアリマスガ文字上同シナレハ所有權要求ノ權利ヲ妨ケストシテ宜クハアリマセンカ

（南部委員）五百三十二條ヲ御覽ナサイ不動産所有ハ適法ニ認定シ云々讓與モ徵收モアリマス

（栗塚報告委員）十八條ト同シ物ト御覽ナスツテ宜シイノテアリマス所有權讓渡ト前條ニ定メタ如クテ所有權ノ讓渡ノ權利ヲ妨ケスト註ニモアリマス

(松岡委員) 仕様ハアリマスマイ

(鶴田委員) 前條テハ舟筏ノ通スル河ヲ謂フノテアリマセウ

(栗塚報告委員) 茲ハ勿論左様テアリマス

(鶴田委員) 茲ニ舟又ハ筏ノ通スルト否トテ問ハスト書キ出シテ

而シテ所有權云々前條ニ定メタル如クト謂フノハ如何ガ

(栗塚報告委員) 御尤テ穿ツタ説ノ様テアリマスガ決シテサウテ

ハ御座イマセン盡ク書テ信スレハ書ナキニ如カステ御座イマセウ

(村田委員) 十七條カラ見テ來マスレハサウ謂フ論ハ出マスマイ

(渡委員) 鶴田君ハ妙ニコネクル御説ト思ヒマス

(鶴田委員) 悪イコネル説テハナイ様ニ思ヒマス

(栗塚報告委員) 御氣付ハ感服テアリマスガ申ス迄ハ無イト思ヒ

マス

(渡委員) 次へ往キマセウ

(委員長) 次ノ條へ移リマセウ

本條ハ原案ニ決ス

第六百二十條朗讀

第六百二十條 若シ二箇ノ土地ノ間ニ分界線ヲ成シ沿岸者ニ屬ス

ル舟モ筏モ通セサル水流カ突然且全ク其水路ヲ變シタルトキハ

棄テラレタル川床ノ所有權ハ沿岸者ニ屬シ第六百十七條ニ規定

シタル小中洲ノ如ク之ヲ其沿岸者ノ間ニ派分ス

舟又ハ筏ノ通スル水流ニ關シテハ棄テラレタル川床ノ所有權ノ

付與ハ第八章ニ之ヲ規定ス(第五百六十三條)

(鶴田委員) 之ハ河ノ中デ舟ノ道ヲ變シタノテアリマスカ

(南部委員) 左様テハアリマセン河カ變シタノテアリマス

(栗塚報告委員) 水流ト謂フノハ河邊ト謂フタモ同シテアリマス

舟モ筏モ通セサル河ハ水流ヲ變シタト讀メハ宜シイ

(鶴田委員) 干潟ノ所ニ屬スノテアリマスカ

(栗塚報告委員) 左様テス

(鶴田委員) サウ云フ場合テ矢張他ノ沿岸者ノ地面ヲ截ツテ側ヲ流レタ場合テアリマセウ

(栗塚報告委員) 兎モ角モ今迄ノ河ハナクナルテ捨テラレタル河床ト謂フガ出ルノテアリマス

(清岡委員) 突然テナク共好サソウナ者テアリマス

(松岡委員) 突然テナケレハナリマセン

(栗塚報告委員) 漸キテハ六百十五條ノ漸次生シタル干潟ト謂フニナリマス

(清岡委員) アレハ干潟テハアリマスマイ

(南都委員) サウテハアリマセン

(栗塚報告委員) 之ハ至レリ盡セリテアリマシテ之ヨリ申様ハ御

座イマセン

(松岡委員) 新規ニ出來タ水流ハ論及セス唯置キ去リタル土ヲ如何ニ仕様カト謂フノテアリマスカ

(栗塚報告委員) 左様テス

(尾崎委員) 之ハ宜シウ御座イマス

(鶴田委員) 宜シイ

(松岡委員) 宜シイ

(委員長) 宜シケレハ次へ移リマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

第六百二十一條朗讀

第六百二十一條 私有地ノ魚類、鳩舎ノ鳩ニシテ計策ヲ以テ誘引セラレ又ハ停留セラレタルコト無クシテ他ノ池又ハ鳩舎ニ移リタルモノハ同一ノモノナリトノ證明ヲ以テ一週日内ニ求ノラレ

サルトキハ其栖止シタル土地ノ所有者ニ屬ス一第五百六十四條一
群ヲ爲シテ隣地ニ飛轉シタル蜜蜂ニ關シテハ一週日間之ヲ追
シ且之ヲ求ムルコトヲ得然レトモ隣人ガ之ヲ取得シテ停留シタ
ルトキハ此權利ハ三日ノ後ニ止ム一伊民第七百十三條一

本性野性ナルモ飼馴サレテ逃ケ易キ禽獸ニ關シテハ善意ニテ之
ヲ飼置シタル者ニ對シ一ヶ月間其回收權ヲ行フコトヲ得

一修正一第二項追躡^躡シ且ツ之ヲ求ムルコトヲ得ヲ追求スルコト
ヲ得ト改ム

同上第三項左ノ如ク改ム

飼ヒ馴サレタル本性野性ニシテ逃ケ易キ禽獸ニ關シテハ善意ニ
テ之ヲ停留シタル者ニ對シテ一ヶ月間其回收權ヲ行フコトヲ得

一栗塚報告委員一 本條ノ第三項飛轉シトアルヲ移轉シト改タノ一
週間之ヲ追求スルヲ得ト致シマシタ夫カラ末項ノ本性野性ナルモ

飼馴サレテ逃ケ易キヲ飼馴サレタル本性野性ニシテ逃ケ易キ禽獸
ニ關シテハ善意ニテ之ヲ停留シタル者ニ對シテ一ヶ月間其回收權
ヲ行フコトヲ得ト致シマシタ猶飼置キタルハ語弊ガアルト云ヒマ
スルガ禽獸ニ關シテハ始メカラ飼フ者ノ様ニナリマスルガサウテ
ハ御座イマセン

一 村田委員一 佛蘭西ト同シテアリマスカ

一 栗塚報告委員一 違ツテ居リマスガ飼ヒ置キト謂フテ私ガ獲ヲ取
ツテ飼ヒ置イタ様テアリマスガサウテハアリマセン貴君ノ御宅ノ
猿ガ私ノ宅へ來タノチ私ガ捕へテ置イタノテアリマスカラ貴君カ
ラ私ニ訴ルコトガ出來ルノテアリマス

一 清岡委員一 飛轉トアルヲ移轉ト變へタルハ如何ガ

一 栗塚報告委員一 蜜蜂ノ巢ガ飛ンテ居タノチ跡カラ追ツタ様ナ意
味ニナルヨリモ飛ノ字ハ原文ニハ一ツモ無イカラテアリマス

- (尾崎委員) 之ハ珍テアリマス
- (清岡委員) 移轉ト謂フハ移ルト謂フノテスカ
- (栗塚報告委員) 左様テス丁度私ガ引越テスルト謂フ字テアリマ
ス
- (尾崎委員) 一週間之ヲ請求スルコトヲ得テアリマスカ
- (栗塚報告委員) 左様テス
- (村田委員) 團結シテ、アリマセウ
- (栗塚報告委員) 實ハ團結ガ宜イノテアリマス
- (鶴田委員) 犬ガ寄セテサヘテアリマスカラ鳥ハ無論テアリマシ
ヨウ
- (南部委員) 夫ハ動産ノ方テアリマス
- (鶴内委員) 併シ鳩舎中ノ鳩ハ不動産テハアリマセンカ
- (南部委員) 鳩舎中ノ鳩ハサウ云フ者テハアリマセン

民取八ノ九十二

- (尾崎委員) 之ハ犬ハイカンノテアリマスカ
- (南部委員) 犬ハイケマセン普通ノ動産テアリマス
- (委員長) 違ヒマセンカ
- (南部委員) 違ヒマセン動産ノ占有ハ相當ノ原因カナケレハナリ
マセン
- (尾崎委員) 池中ノ魚カ隣ノ池ヘ往ツテモ私ノ求メタ鯉ト謂フ
ガ謂ハレルカラ鷄モ往ケサウナ者テアリマス
- (松恩委員) 鷄ガ隣ノ庭ヘ往ツテモ鷄ク取戻スコトガ出來ルノテ
アリマセウ
- (清岡委員) 誘引セラレタ者ハ何時迄モ戻サル、ノテスカ
- (栗塚報告委員) 本所當リノ金魚屋ハ始終之テアリマス
- (委員長) 一週間トカ何日トカ謂フノハ佛蘭西ノ法律ニ據タノテ
アリマスカ

(栗塚報告委員) 佛蘭西ニハサウ云フコトハアリマセン自分ノ考テアリマス

(村田委員) 蜜蜂ハ伊太利ニハ如何ガトアリマス

(南部委員) 伊太利ハ短イカラ佛蘭西ハ三日ト謂フノテ夫故ニ本邦ハ之ヲ一週間トシタノテアリマセウ

(鶴田委員) 可笑クハ御座イマセンカ加様ナ者ハ能サソウナ者テス蜂ガ必スシモ隣ヘ往クト云フ極ツタ者テモアリマセンカラ

(村田委員) ケレトモ隣地ト謂ヘハ矢張隣テアリマセウ

(清岡委員) 池ナレハ隣リノ池ニ接キマスガ之ハ如何ナル者テセウカ

(鶴田委員) 蜂ナゾハ何處ヘ飛ンテ往タカカ分リマスカ

(村田委員) 金魚屋ナゾハ困リマセウ

(松岡委員) 大水ガ出レハ隣ノ池ニ居ル者テハ決シテアリマセン

民取八ノ九十三

(村田委員) 用方ニ因ル不動産ト謂ツタカラハ場合中ノ鳩ト謂フコトモ可笑シイコト歟ハアリマセン

(松岡委員) 決シテ可笑イコトハアリマセン鳩部屋ノ鳩ナゾハ日本ニハ若干モアリマス

(鶴田委員) 日ニチチ取ツテ能イ加減ニスルコトハ出来マセンガ一週間トカ三日ニシテ遣ルナゾハ賠償シテ取戻スコトガ出来ルトデモシテ置イタラ宜カロウト思ヒマス

(松岡委員) 蜜蜂ノコトハ日本テハ如何テアリマセウ

(尾崎委員) 天草テハ蜜蜂ガ澤山出ルノテアノ蜜ハ何ウシテ取りマスルカ

(松岡委員) 采ルノテアリマス彼ノ邊テハ此等ニ就テ訴訟ハアリマセン

(鶴田委員) 併シ此カラハ野獸ハ誘引ガ出来ルテアリマセウ私ノ

國テモ蜂ガ飛ンテ來ルト大イニ悦ヒマス

(委員長) 隣人ダノ三日ダノト謂フコトハ刪ツテモ宜シウ御座イマセウ

(尾崎委員) 宜シウ御座イマセウ

(清岡委員) 隣地ハ如何テスカ

(鶴田委員) 如何ニモ細カ過キマス

(清岡委員) 併シ日限ナシニシテモ困リマス

(委員長) 日限ハアル方カ宜シイ

(栗塚報告委員) 事柄ヲ御置ニナルナラハ日限ハアルノガ當然テアリマス

(委員長) 私ノ國ナゾハ蜂ハ逃ルト大膽ヲ仕マスルガ大概村杯テ着クト人ノ中ニアロウトモ人ガ澤山掛ツテ龍吐水ヲ以テ方々へ往カン様ニ致シマス餘程巧者ナ者テナケレハ之ヲ取ルコトハ出來マ

セン

(栗塚報告委員) 大將ト稱スルノハ女王ダソウテアリマス故ニ英國ノ王ヲ蜂ダト謂ツテ居ル位テアリマス

(渡委員) 二項ノ「然レトモ」以下ノ具合ガ悪フ御座イマスカラ之ハ削除シテモ宜カロウト思ヒマス

(委員長) 私モサウ思ヒマス

(南部委員) 此文ケハ削除致シマセウ

(清岡委員) 之ハ削リマセウ隣地ハ如何テスカ

(村田委員) 之ハ宜シウ御座イマセウ

(松岡委員) 之モ削リマセウ

(渡委員) 隣地ト謂フハ他ニ移轉シトシタラ宜シイテアリマセウ

上ニモ他ノ池トアリマスカラ他ニ移轉シナラ宜シイト思ヒマス

(栗塚報告委員) 他人ノ所有地ニテバ宜シウ御座イマセウ

(清岡委員) 他ノ地ヲ宜カロウト思ヒマス

(松岡委員) 他ト謂フハ皆ナ止メタ方ガ宜シウ御座イマセウ

(渡委員) 皆ナ止メルコトガ出來レハ極ク宜シウ御座イマス

(尾崎委員) 併シ加様ナコトモアルコトハアリマス

(渡委員) 夫ナレハ「然レ共」以下ヲ削リ隣地トアルハ「他ニ」

ト直オシテ宜シイト思ヒマス

(鶴田委員) 夫ヲ宜シウ御座イマセウ

(清岡委員) 他ニ移轉シタルトシテ宜シイ

(委員長) 然ラハ夫ニ決シマセウ依テ之ニテ食事ニ致シマセウ

時ニ零時拾分

午後一時三十分

(委員長) 始ノマセウ

(松岡委員) 鳩會中ノ鳩ハ動産ヲ削ツテ居リマス此所ハ動産ノ

附添テアリマスガ鳩、魚、蜂ノ巢ハ用方ニ因ル不動産テアルカラ
引キ出シタノテアリマセフ

(鶴田委員) 本ガナクナツテ居ルノテアリマス

(委員長) 併シ矢張アルコトハアリマス十條ハ取りマシタケレト

モ理窟ハサウナルノテ書イテナイカラト謂ツテ無イ譯テハアリマ

セン

(南都委員) 若シ之ヲ御置ニナルナレハ十條モ存シテ置ク様ニシ
テ宜イト思ヒマス

(村田委員) 十條ヲ活カシテモ宜シウ御座イマス

(清岡委員) 鳩會中ノ鳩ハ下ノ飼ヒ置キタル者位ハ少シハ適用ガ

アリサウテアリマス

(尾崎委員) 在ツテモ宜ササウナ者チス

(鶴田委員) 前ガ書イテ無クツテハ存シテ置クハ不都合テアリマ

セフ

(村田委員) 私モ悪イト思ヒマス

(栗塚報告委員) 十條ニモ御座イマセン

(鶴田委員) 夫テハ取ラナケレハナリマセン

(委員長) アリマス

(南部委員) 取りマシタ

(清岡委員) 後ノ修正ニ無カツタノテス

(栗塚報告委員) 僅カ場合中ノ鳩池中ノ魚杯ノ爲ニ民法ヲ我々ガ見ルニ此位ナ事ノアル爲ニ民法ヲ大變非難スル人ガアリ起案者カラ見ルト伊太利佛蘭西法律ニ在ルカラト謂フガ日本ニ適セン時ハ謂フ人ノ爲ノニハ何レ程ノ効能モ無イニ非難ノ根據ニナル恐モアリマスカラテスガ削ルト如何ニモ事ヲシク佛蘭西法律ト伊太利法律ニ在ルカラトシタト謂フガ然ルニ之ヲ削リマシタガ彼レハ削ル

民取八ノ九十六

ナラ之モ何フゾ削ル方ガ妙ナ一種ノ權變テアリマスガ御置キニナラン方ガ宜カロウト思ヒマス之ハ私カラ申スモ如何テアリマスカラ實ハ□エテ居リマシタノテアリマス

(委員長) 併シ蜜蜂ノ巢ヲ飼ヒ置キタイ者モ用方ニ因ル不動産ト見ヘマス

(栗塚報告委員) 夫ハ見エマセン

(委員長) スルト尋常ノ不動産ニ成リマスカ

(栗塚報告委員) 左様テス一ヶ月間取り持ツコトガ出來ルヤ否ヤ無クナリマス

(委員長) 左スレハ日本ニ用方ニ因ル不動産ト見ナサント謂フ様ニナルノダカラ茲デイカンノデ前ニハ無クツテモ分ルト謂フノテアルカラテス

(清岡委員) 此文ケノ者ヲ茲ヘ掲ケルトイカニモ不都合テアリマ

ス

(渡委員) 削ツタ方ガ宜シウ御座イマセフ

(清岡委員) 此ガアリマスト民法一般ヲ愚弄スル口實ニナリマス

蜜蜂トカ鳩舎中ノ鳩杯ト申スコトハ實ニ可笑シウ御座イマス

(委員長) サウナレハ伊太利其他用方ニ因ル不動産ト謂フノハ如

何テス

(栗塚報告委員) アー爾フ區別ヲシタノハ羅馬法ヲ採用シテ居ル

國テアリマスカラテス

(委員長) 併シ羅馬法ヲ採用セン國ハ少ナフ御座イマス

(栗塚報告委員) 如何ニモ日本ニ取ツテ見ルト奇ナ思ヒテナシマ

ス

(委員長) 奇ナコトハ少シモアリマセン

(栗塚報告委員) 併シ今日迄鳩ノ大切ト謂フノ大切トハ考ガ違ヒ自

民取八ノ九十七

ラ國ニ依テ考ガ違ヒマス

(松岡委員) 彼地ハ鳩杯ハ孰レ食用ノ爲デ此地デ爾フ米杯ノ如キ

考デアリマセフ

(栗塚報告委員) 羅馬以來云々傳ヘテ居ルカラ立法者モ心シテ

アリマスガ此地デ爾ト爾ツテ同シ様ナ感觸ト思フ夫ガ爲ニ一種奇

ナコト新タナ法律ニ採ルモ誠ニ残念ナコトデアリマス又或ハ笑ヒ

艸ニナラウヤモ知レマセン

(委員長) 笑ヒ草ト爾フガ却テソナコトノ無イ法律編纂ノ仕方

カ能イカモ知レマセン用方ニ因ル不動産ダ者ト爾ツテ過言ト爾フ

氣遣モナイ夫ヨリ眞ニ置カナケレハナラン者テ歐羅巴テモ認テ用

方ニ據ル不動産ニスル所以ハ何ブカナレハ日本テモ蜂蜜テ生計ヲ

立ツタ者ハ多クアリマスカラ此等ヲ比較シテ見テ置カナケレハナ

ランナラハ置クガ宜シ又天鵝杯ハ信洲ニ澤山アルカラ之ヲ以テ適